

足できる結果ではなかったと考えておりますけれども、しかし、諸般の情勢を考えるならば、まさにぎりぎりの選択であったと言わざるを得ないと考えております。

そして、それから六年を経過した現時点において

まして、来年から始まります次期交渉に向かいます。

そして、もう去年ぐらいからそれを踏まえた論議が

当委員会を初めとしていろいろな場で行われてお

るわけでござりますが、とにかく、まず国内的な

食料あるいは国土、そしてそれを支える農業、農

村地帯をいかに守り、発展をさせていくかという

国民的なコンセンサスというものを前提にするこ

とが大事ではないかというふうに考えております。

したがつて、消費者と農業者という関係は、決

して対立的なものではなくて、共生的なものに必

要な関係であるという大前提に立ちまして、ほか

の経済界あるいはあらゆる方々が関係する食料の

問題でござりますので、そういう我が国の主張す

べきことをきちっと国民的なバックボーンのもと

で国際的に主張をしていく、そして一ヵ国でも多

い御理解をいただきながら、我が国の主張を、我

が国だけではなくて、国際的な面でも貢献できる

ようないきたいとい

うふうに思つております。

現在、それについては、これから当委員会を初

め御議論いただき、最終的な基本方針とい

うものをつくり上げていく、今は途中経過でござ

けれども、現在の時点で骨子的に、骨格的に申し

上げますならば、世界一の輸入国としての平時あ

るいは不測時における国民に対する安定的な食料

の供給、さらには農業、農村の果たす多面的な役

割というものを主張していく。それから、輸出國

と輸入国とのバランスを失した現協定というもの

を何としても公平なものにしていかなければなら

ない。そして、各国の農業がこれからも共存し、

世界の人口と食料とのアンバランスの是正のため

に我が国としても貢献できるような体制にしてい

かなければならぬというふうに考えて、そういう

う大前提のもとで、これから先生方国会の場を初め各界各層、国民的な御議論を得た上で次期交渉に臨んでいきたいと考えております。

○辻(一)委員

三十分という時間で非常に短い感じがしますので、ポイントを一、二お尋ねします。

○辻(一)委員

三十分という時間で非常に短い感じがします。

移動できるわけですが、農業にとっての最大の生産手段である国土、農地は移動ができない、これも一番の違いだと思うんですね。

四年前ですか、ガットのリュックという農業部長

が本部におりましたが、随分論議をしたことがあ

ります。また、アメリカのライスランド、アメリ

カ最大で、米をつくる輸出しておりますが、そ

こでも論議したときに、それほどやかましく輸入

をしろ、輸出をしないとかぬと言ふんなら、幾

らでも輸入してもいいのがあると。何だと言うか

をいいがでしようか。

○中川国務大臣

まさにおっしゃるとおりで、多

くとも強くこの農業の持つ多面的な機能というも

のをWTOの中で評価さす、このことが非常に大

事だと思ふんですが、これはいかがですか。

○中川国務大臣

まるでおっしゃるとおりで、多

くとも強くこの農業の持つ多面的な機能とい

うものが、私はWTOの中でもっと強く打ち出すべき

べきことをきちっと国民的なバックボーンのもと

で国際的に主張をしていく、そして一ヵ国でも多

い御理解をいただきながら、我が国の主張を、我

が国だけではなくて、国際的な面でも貢献できる

ようないきたいとい

うふうに思つております。

○中川国務大臣

うとあります。

ら展開してきたわけですね。

我々も随分反論しましたが、ポイントは、当

時、七〇〇%ぐらいが内外の格差である、こう言わされたので、確かに今その関税をかけばしばらく入ってこぬでしょう、しかし、貿易立国の我が国がそういう関税をいつまでも維持するのはなかなか容易でない、年がら年じゅうそれを批判され下げざるを得なくなれば、下げただけ米が入ってくる、そのためアメリカは、アーカンソー大学等では、関税化をし、下げたときに米が輸出できるようにといふので、品種改良を中心種に向けて大々的にやっている、こういう状況を見ると関税化ではなかなか日本の米は守れないといふことを當時言って、物別れになつたことがあります。が、関税化で日本の米と農業は守れると考えいらっしゃるかどうか。

○中川國務大臣 前回の経緯は先生もよく御存じでございますから申し上げませんが、次期交渉に向かいまして、とにかくこの基本法でも、国内生産を基本として、自給率をきちっと設定していくことのございますから、いかに日本の農業、食料を守っていくか、これは国民全体にかかる重要な問題であるというのが最大のポイントであります。したがつて、関税の問題だけで、しかもそれを内外価格差等だけやるということは、我が国としては国民に対しての責務を十分果たすことができないというふうに考えております。

そういう意味で、いろいろな国境措置も含めまして、あるいはこれから議論になると思いますが、国家貿易とかいろいろな側面もあるわけでございまが、その結果、そういうものも含めまして、國の農業生産を守り、国民に対する安定的な供給の義務を果たしていきたないと考えております。

○辻(一)委員 この一月にも、私は、ペルーのリマで開かれたアジア・太平洋議員フォーラムに参加をして、その帰りに、アメリカの南部諸州、ミシシッピの下流にありますニューオーリンズとい

うところに寄りまして、現地の全農の皆さんや地

方のいろいろな意見をそこで若干聞きました。日

本が四月から関税化をとるという状況の中でどういう反応を示しているかということをいろいろ聞いてみたのですが、まだ四月以前のことであり下さから具体的ではないのであります。中央新聞とかいろいろな動きを見ると、こういうことが考えられる。

まず、日本が関税化されるならば、カリフォルニアの米、これは一番日本に合うわけですから、これを日本に送つて、そのカリフォルニアの米があつたところは南部の米で補う、そして本格的に関税化が行われ、それを下げさせることができたら、南部諸州は日本向けの米に切りかえていく。

既に、アーカンソーあたりのさつき言つたライス

ブランドあたりでは、コシヒカリそれからあきたこ

まち等は、原種、もとの日本の種を使って十分生

産できて生産費が五分の一で上がる、こう言つておるわけですから、そういう可能性が将来考え得ると思うのですね。

だから、アメリカの方は、この間、関税化に移るときにいろいろと異論が出ておつたのであります。少し静かになつたようですが、まずは文句をつけておく、異論があるということを示しておく、しかし、第一次関税の税率を争うよりも、関税化を認めて、その後でいかにして関税を下げさせかとということに全力を集中していくもの

と私は思います。そちらの可能性が非常に強いと

思うのですが、これらの中で第二次関税というものが相当な期間これから続けると思つてゐるの

かどうか、そこらのことをお伺いしたい。

○中川國務大臣 一次関税の議論についても、仮に議論があるにしても、お互いにそれぞれ理屈が

下さずかとということに全力を集中していくもの

と私は思います。そちらの可能性が非常に強いと

思うのですが、これらの中で第二次関税というものが相当な期間これから続けると思つてゐるの

かどうか、そこらのことをお伺いしたい。

○中川國務大臣 我が国が必要な農業施策をやつ

ていくこと、そして国際ルールとの整合性をとること、これが両立することが大前提にあるわけ

ござりますが、とにかく、我が国の主張すべきこ

とにはきちっとした根柢がある、したがつて、そ

れが認められる、つまり緑の政策として認められ

う中で第一次関税をどういうふうにしていくかと

いうことも、我が国の農業を守り、国民に対する安定期的な食料供給を確保するという観点からも、きちっとした主張をしながら我が国の主張の実現に努力をしていきたい、していかなければならぬ

いというふうに考えております。

○辻(一)委員 最後に、緑のボックスのことをお尋ねします。

昭和六十二年だからちょっと前ですが、OEC

Dを訪ねてビアット農業局長とかなり論議をしたことがあります。自身は、当時、OECが補助

削減対象で物差しをつくつて、それで削減をしろ

という動きが非常に強かつた中に、土地改良、農

村基盤あるいは農業基盤整備を削減対象にする

ことになります。内容の詳しいことは後でまたいろいろお話をありますので

省略しますが、政府は、この修正にも柔軟なる対

応をすべきではないかと思いますが、これについ

て大筋の考え方を伺いたい。

○中川國務大臣 修正の内容についてはまだ正確に存じておりませんが、そういう議論が理事会の場で出たという話は伺っております。

○中川國務大臣 修正の内容についてまだ正確に存じておりませんが、そういう議論が理事会の場で出たという話は伺っております。

○中川國務大臣 修正の内容についてまだ正確に存じておりませんが、そういう議論が理事会の場で出たという話は伺っております。

○中川國務大臣 さきに我が方の鉢呂議員も指摘を

しておつたと思うのですが、今度、政府のWTO

交渉の方針の一つに、食料安保

農業の多面的な機能維持のために一定の国内農業生産を維持する

ことが必要であり、そのためには生産に結びつく

支持も考えなくてはならないということが打ち出

されておるので。

これは私は、我々の考え方は当然であります

るよう最大限努力をしていかなければならないと考えております。

○辻(二)委員 時間があればこういう問題で少し詳しくお話を伺いたいのですが、その余裕がないのが残念です。またの機会にしたいと思います。

そこで、冒頭に私も申し上げましたが、ガット・ウルグアイ・ラウンドの反省から、国論の三分は今後のWTOの交渉に全く迫力を欠くことになりません。そこで、国内の食料生産の増大、とりかねない。そこで、国内の食料生産の増大、

ト・ウルグアイ・ラウンドの反省から、国論の二

分は今後のWTOの交渉に全く迫力を欠くことに

○中川国務大臣 国内の生産を守っていくために見るとなかなか難しい問題だと思うのです。これらを説得するということは非常に大事だと思うのですが、これについての考えをお尋ねしたい。
さまざまの施策を講じなければいけないということとは基本法でも定められているところでございます。その中で何ができるか。できるかというのは、国内的な財政とかいろいろな意味でできるが、それから国際ルール上できるかということも一方では考えながら整合性をとつていく必要があると考えておりますが、そういう中で、我が国としては、現時点での整合性のとれる範囲内の施策の中で最大限のものをやっていかなければならぬ、今後の交渉は交渉いたしまして、現時点でやれる範囲内のこと最大限やつていくということが我々の使命であるというふうに考えております。

○辻(二)委員 最後ですが、中山間地に対してもだけお尋ねしたい。

それは、多くは伺いませんが、いわゆる山村では農協や森林組合や役場、そういうものが一緒になつて第三セクターをつくりて、耕作放棄地等がどんどん出てくる。そういうものを抱えながらやっている。しかし、赤字がどうしても出てくるのですね。そこで、今回の中山間地対策は、いろいろ対象はあると思うのですが、このような第三セクターに支援をする道は考へているのか。

というのは、歐州は山手へ行けば面積が大きくなる、だから一ヘクタールに幾らというお金を出してでも効果はありますが、日本は山手に行けば逆に面積が小さくなるという中で、日本のやり方があると私は思うのですが、第三セクターに対する支援の道について一つだけお尋ねしておきたい。

○渡辺(好)政府委員 今御指摘がありましたとおりでございまして、私ども、これまで特定農山村法の中で、例えば基金を積んで第三セクターに對して出資をする、あるいは活動の支援をする、そういう助成なども行つてきたところでござります。

○辻(一委員) 時間の点でこれで終わります。どうもありがとうございました。

○穂積委員長 次に、小平忠正君。

○小平委員 二十一世紀を担う大事な我が国の食料・農業・農村基本法、この審議が、五月七日に衆議院本会議で趣旨説明が始まつて以来三十時間近くに及ぶ審議を経まして、また中央、地方公聴会も開き、国民各層の御意見も聽取しながら今日に至つております。大臣も大変御苦労さまでございました。

昨日の理事懇で、いろいろと政府提案の原案に対する御答弁がありましたが、その中で、審議を通じていろいろと問題点が整理をされました。そして論点が集約されてきましたが、そういう状況の中で修正をしていこう、そういう土台ができるとして協議が調い、昨日、与野党間で一部修正の合意が成ったわけであります。

今ほど大臣、まだはつきりと御承知でないといふことでございましたが、政府にはこの後、総理の総括を含めまして、はつきりとお手元に行きますので、そこは内々御承知だということをお詫びおきいただいて、私から総括の意味で質問したいと思います。

特に今回の審議を通じて、さすが十勝の大穀倉地帯出身の農水大臣、政府が用意する原稿を読まずに、肉声でいろいろな角度からの質問にお答えになりました。そのことは私からも敬意を表します。中には意味不明の御答弁もありましたけれども、さすが農業に精通している大臣と、このことは、野党ではありますけれども、まず私からもその真摯な御姿勢に敬意を表しておきたいと思います。御苦労さまでございました。

さて、内容、中身に入っていくのであります。が、私は、今回の基本法の審議を通じて、我々もこの審議に入る前から党において基本法の小委員会を設置しまして、そこを中心いろいろと検討、論議を統けてまいりました。そういう中でこの審議、農水委員会の場を通じて、我が党同僚議員が多く、政府に問題点の指摘をいたしました。本当に効果ある有意義な法律をつくるために政府にそしてそれは当然、野党の務めとして農業を、特に二十一世紀に向かって、生産者はもちろんありますけれども、消費者国民各層に向かって、本が修正できましたので、私どもは条件つき賛成、しかし、いろいろと論点の整理の中で大事な要点をしていきたい、こんなことで総括をしていきたいと思つています。

さて、そういう中で、合意が成った点はそれはまた後でお聞きいたしますけれども、まず最初に、我が党は基本法の前文にこだわってまいりまし。

それは言うならば、政府のお答えでは、この法律には一条から五条まで基本理念がしつかりうたわれている、主として最近の傾向では基本法には前文はない、こういう姿勢でお答えがありました。そういう傾向はあったにしても、しかし直近の法案ですか、男女共同参画法案では修正成つて前文ができました。しかしそれはそれとして、私どもはまず最初に、各条項に入る前に、農は国のみなり、この精神を高らかにうたい上げて各条項に入していく、このことが必要である。こういう思いで、小委員会、部会等々の討議を踏まえてそのことを私は質問したのであります。

特に、過般の委員会で私も質問いたした経緯があるのですが、農業というものの、特に食べ物というものは、そのとうとさというか、人間は生き物であり、その命を維持するためにも必要なことからざる食べ物を扱うのがこの基本法の根

そこで、まず最初に大臣、こういうことを踏まえて、今回ここまで来ました審議の中で、新農業基本法を制定し、そしてこれから農政にかける大臣の決意といいますか、いろいろとある答弁された経緯を踏まえて、ここでまず冒頭、そのお考えをお聞きしておきたいと思います。

○中川國務大臣 先生には本当に、きょうスタートする時点ではば三十時間近くの議論の中で、大変御示唆に富むいろいろな御指摘をいただいたことに私から敬意を表させていただきたいと思います。

食料、農業、あるいは農村地帯の施策の基本、つまり憲法ともいるべきこの法律を四十年ぶりに根本的に変えていくとということでござりますから、本当に多方面にわたるいろいろな分野、たつた四十三条の条文の中に議論すべき点が非常に多くつたただらうと思いますし、現にいろいろな御議論をいただき、そして幾つかに絞られて、最終的に修正の条文ができ上がった、理事会で合意されたというふうに伺っております。

それが御決定いただきましたならば、それも踏まえまして、新しい基本法として、現在置かれておる現状を、厳しいものはそれを打破し、まあまあいいものはさらによくし、そして将来に向かって、生産者はもとよりありますけれども、消費者も国民も安心して食の面については生活ができるよう、その基本法としての位置づけというものをこの法律によって新たにスタートさせていくたい。国民的にこの法律の趣旨が理解されることによって、国民全体が将来に向かって、文字どおり、先生御指摘のように、国民の活動の原点はず生きることであり、健康なことであり、そのための食料、そしてまた食料、農業の果たす多面的な役割がござりますので、そういう非常に大きな意味を持った、新しい時代に向かっての一つの原

点、例えがいいかどうかわかりませんけれども、ビッグバンの瞬間を今や迎えつゝある、これをこの法律の位置づけにしたいというふうに考えております。

○小平委員 今から四十年前に、いろいろと審議の結果、現行基本法が制定されました。後を歩く我々が今この新しい基本法をつくるに当たり、先達が歩んだ、またつくった現行基本法について思ひをめぐらしながら、そしてその当時この大きな作業に参画した大臣初め、もちろん議員や政府当局、それらの皆さんのことと思い起こしながら、今作業をしたわけあります。

ということは、今後、将来にわたってまた同じことが起こり得ると思います。そのときに、我々の後を歩く人たちは、あのとき、いわゆる平成十一年のこのときに、衆議院において、当農水委員会を中心に、審議の結果こういう法律をつくりた、そしてこの法律が将来、二十一世紀の中で、それを基本にして、農業の振興のために、そして消費者の命を守るために、国のために、本当にいい法律ができた、こういうふうに評価をしてもらいうことが大事であります。ということは、法律がいいだけではだめなのであって、その法律にのつとつてしっかりと農政を開拓して、効果ある仕事をしていくことがこの要諦である、私はこう思います。

したがつて、今の大臣の御決意のもとに今後しっかりと取り組んでいく、このことは、当然我々も同じ責任を持つておりますけれども、ぜひその直接の責任者であります大臣初め政府当局に強く要請をしておきたいと思います。

さて、きのうの理事会で、いろいろと論議の結果、論点精査の中で大きく三つのこととで合意がありました。それは、国内生産を基本とするということをもう少し明確に位置づけをしよ、したがつて、国内生産の増大を図ることを基本として、そういう文句に修正をして、特に自給率が年々下落の方向の中で、自給率を上げていくことにもつながつていきますし、我が国の大変な

具体的には、この十五条で、食料の自給目標の中では、その向上を図ることを目指していこうと思います。

そして、あわせて、五年ごとに行われます基本計画の中で、この結果を国会に報告をして、そして世に公表するという、国会報告ということ、私どもはもう一段強めて国会承認ということを考えておつたわけでありますけれども、各党との協議の中でも、国会報告、こうなりました。

そういうことで、二つあわせてありますが、まず、自給率の向上を図る、こういうことを明記することは大変意義があり、重要なと感じます。これを政府はどう受け、そして大臣は、特にこの点についてどのように実行していくのか、お答えをいただきたいと思います。

○中川国務大臣 合意された修正案の中に十五条の三項の自給率の目標は、「その向上を図ることを旨とし」という条文が入ったというふうに伺つております。もとより、二条で、国内生産を基本とし、この部分も御議論があつて、結論が出たと伺つておりますが、それを受けて、その四つの理念をもとに基本計画をつくり、そしてその中での自給率目標について、その向上を図るということは、もともと、国内生産が基本ではないという現状を何とか打破したいということは何回もここでの合意がありました。それは、国内生産を基本とするということをもう少し明確に位置づけをしよ、したがつて、国内生産の増大を図ることを基

の合意によってより明確な形になつて、後ほどの採決で正式に決定をされるということであれば、より明確な形という意味で、それをしっかりと受けとめさせていただきたいというふうに考えております。

○小平委員 今ほど、大臣のお答えがありました。このことは非常に大きなものになりますので、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

今同僚の辻先生からも質問があつた中で、この自給率の問題を含めて、食料自給の権利、このことが自明の権利である、そういうことの質問もありましたが、実は、我が党の中には、いや、これは権利じゃない、これは義務だ、國は食料自給を、いわゆる自給権という権利どころか、自給する義務があるのだ、もっと強いのだ、そういう意見すら我が党内にあります。

そういう状況の中で、この問題は私は非常に大事であると思いますので、今回の与野党合意の中

で自給率の向上を図る、このことは重く受けとめて、今後農政の展開にぜひ御尽力をいただきたいと思います。

さて、もう一点、五年ごとに基本計画を定めるとなつてますが、国会報告、こう義務づけができました。これについて、大臣はこの国会報告といふことをどのように受けとめて、そして今後どう進めていかれるのか、そこの大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

責務等々を踏まえて政策を推進していく、その一義的な責任は政府にあるわけでございます。

そういう意味で、公表するということは、もとより、真っ先に国会あるいは国会議員の先生方、特に農政関係の先生方にイの一番に御報告というお伝えをする。お届けをするということで、それをもとに委員会、本会議等で御審議をいたしました。

このことをしっかりと条文に明記して、そしてそれを実行するという、そのことは非常に大きなものになりますので、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

ただけるものというふうに考えております。だから必要があれば、こういう条文が追加されましてことによつて、より明確な形で国会に対しまして責任を我々が果たす、そして御審議をしていただけます。これについては立法府と行政との関係でもあります。これについて立法府も責任を持つてまた対処をして、立法府が報告を受けたならばそれを受けて、政府はこのことの意味をしっかりと理解して、当然農水委員会の場になると思いまして、立法院が報告を受けたならばそれを受けて、政府はこのことの意味をしっかりと受けとめて、報告ということについてこれから対応をしていただきたい、こう思います。

さて、こういう点、いろいろと論点の整理の中で、これらのことことが修正ということで昨日合意になりました。きょう、この後そういうことをお決めになつていくんでしようけれども、我々はこれ以外にも幾つか修正要求を出したのがございました。

さて、こういう点、いろいろと論点の整理の中で、これらのことことが修正ということで昨日合意になりました。きょう、この後そういうことをお決めになつていくんでしようけれども、我々はこれ以外にも幾つか修正要求を出したのがございました。

残念ながらそれは実現し得ませんでしたが、この総括の場で私からも特に言及しておきたいことは、三十条というだけでもないんですけれども、農業の経営安定対策、この問題であります。私どももこれについてははつきりと、農業者の支援、そういうことを明記して修正要求を出しました。

その意味は、御案内のように、今我が国の農業は、自由化と市場原理が導入される中ににおいて、特に専業農家、この影響というものははつきりと

アレルギー症状で、呼吸困難を起こして救急車で何回も運ばれ、命に及ぶこともあった、そういう経験を話しておられました。

また、別のは、今九歳の子供なのですが、五カ月ぐらいのときにパンがゆ、パンと牛乳をまぜて一さじ子供に飲ませたところ、一分もたたないうちに口の周囲がはれて、十五分後には全身が腫れ上がり、目も開かない状況で、三十八度の発熱、嘔吐、下痢の症状、病院で処置をしてもらつた。現在九歳で、小学校に通つて、ステロイド剤などを携帯して通学中でございますけれども、遠足などとか合宿、行動範囲が広がると、その出でいつた先で何かあったとき処置がおくれるのではないかと大変心配をお父さん、お母さんがされている。こんなふうな話をたくさん聞いてまいりました。

このようなアレルギー症状の皆さんにとって、食品の表示はまさに私は命を守る道しるべだといふふうに、全くそう実感として感じてまいった次第でござります。そんなわけで、微量の原材料、添加物も含めた全面表示をぜひとも義務づけるべきであるというふうに考えておりますが、所見はいかがございましょうか。

○福島政府委員 先生御指摘のように、国民の安全で豊かな暮らしの確保が重要な政策課題となつてゐるわけで、農政におきましても消費者の視点を重視し、食品の消費形態の多様化や、あるいは鮮度、健康、安全に関する関心の高まりに対応した政策展開を図ることが、消費者、生産者、流通業者から要請されているところでございまます。また、今回の基本法案におきましても、先生御指摘のように、十六条に「食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるもの」という消費者視点からの施策の方向が示されているわけでございります。

こうした認識のもとに、今国会に提出し御審議をお願いしておりますJAS法の改正法案におきまして、商品に関する事実、価値が正しく消費者に伝えられて、消費者が自己の判断により適切に

商品選択を行えるようにするためのよりどころとしまして適正な表示を行わせるための措置を講ずる

こととしているわけでございます。具体的には、

生鮮食料品につきましては原産地の表示、加工食

品につきましては、原則として食品添加物を含め

ます。

また、先生御指摘のアレルギー関係でございま

す。

これにつきましては、コーデックスという国際的な機関でございますこの表示部会でもつて議論が進んでおります。こうした議論の動向も踏まえながら、表示の基準を具体的に定める際に、コーデックスの議論の動向も勘案して定めてまいりたいというふうに考えております。

○漆原委員 この中野のお子さんの場合は大豆が原因のようなんですね。豆腐をちょっと口やほっぺたにつけただけ瞬時にではれ上がつていて、大変いけいれんを起こしてしまった、こんな状況のようでござります。したがって、そういう食

品の中に大豆が入つてているかいないのか、大豆の加工物が入つてているのかないのかによって、本当に注意をして、点検しながら食事を子供に与えていたりなど、ある意味ではスーパーで物を買えない、こういうふうな心配があるようなんですね。

したがつて、万一微量でもそういうものが入っていた場合には、先ほど申し上げましたように命にも及ぶ、そういう事態が発生するわけでございまますから、どうかその点ひとつ、微量な場合でもきちんと表示をされるようなそういう体制に持つていていただきたいと心からお願い申し上げております。

それから、患者の皆さんから次のような切実な願いを聞いてまいりました。

アレルギーに有効な治療法というのは一般に長期間に及び、治療費も大変高額となつております。お金のために、医療費が高いから治療をやむなく中断し症状をさらに悪化、慢性化させる例も多く、患者増加の一因とも言われております。しかも、これらの多くは所得税の医療費控除の対象として認められておらない。また、医師の指導のもとに行われるこういう費用は、明らかに治療を受けるため直接必要な費用であり、少なくとも所得控除されるべきものと私は考えております。あるいは、これら治療に必要な購入費用を医療費控除の対象として認めてもらいたい、こういう要望がございます。

また、長期に続くアレルギー患者の大きな経済的負担を和らげるためには、アレルギーの検査費

用や入院費用それから医薬品費用の本人負担を軽減してもらいたい、こういう要望もあります。

何らかのアレルギー疾患を持つた人の数は、日

遺伝子組み換え作物のつくり出す物質が新たなアレルゲンとなる可能性が今大変憂慮されておるわけでございます。そういう意味で、全食品に遺伝子組み換え技術の使用、不使用という表示、これもせひとも義務づけてもらいたいという強い要望がありますが、いかがでございましょうか。

○福島政府委員 先生御案内のように、現在商品化されております遺伝子組み換え食品につきましては、厚生省に設置されております食品衛生調査会でもって、アレルギー誘発性も含めまして安全性評価が行われたもの、これが商品化されているわけでございます。

遺伝子組み換え作物のつくり出す物質が新たなアレルゲンとなる可能性が今大変憂慮されておるわけでございます。そういう意味で、全食品に遺伝子組み換え技術の使用、不使用という表示、これもせひとも義務づけてもらいたいという強い要望がありますが、いかがでございましょうか。

○福島政府委員 先生御案内のように、現在商品化されております遺伝子組み換え食品につきましては、原則として食品添加物を含めます。

また、先生御指摘のアレルギー関係でございま

す。

そこで

示のあり方につきまして取りまとめを行つていただきたいというふうに考へておきます。

農林省としましては、この懇談会の取りまとめを踏まえまして、遺伝子組み換え食品の表示ルールを確立し、適正に実施してまいりたいというふうに考えております。

○漆原委員 本当に、表示によって情報提供をするわけでござりますけれども、こつちがいいのか、よりこつちがいいのかという比較の問題ではないということを、患者の皆さんにとつては、こつちでもこつちでもいいんだけれどもこつちの方がよさそうだ、そういう観点からの情報提供が進んでおります。そうした議論の動向も踏まえながら、表示の基準を具体的に定める際に、コーデックスの議論の動向も勘案して定めてまいりた

いというふうに考えております。

○漆原委員 この中野のお子さんの場合は大豆が

原因のようなんですね。豆腐をちょっと口やほ

っぺたにつけただけ瞬時にではれ上がつていつて、大変いけいれんを起こしてしまった、こんな状況のようでござります。したがって、そういう食

品の中に大豆が入つてているかいないのか、大豆の

加工物が入つてているのかないのかによつて、本

当に注意をして、点検しながら食事を子供に与えていたりなど、ある意味ではスーパーで物を買えない、こういうふうな心配があるようなんですね。

世界の動向を見ますと、いわゆる遺伝子組み換

え食品につきまして、義務表示とするEU型と、それから任意表示でよいとするアメリカ、カナダ型と二つの考え方があるわけでございまして、そ

ういった、大きく分かれております考え方につきまして、食品表示問題懇談会におきまして検討を

進めていますが、これにつきまし

て、もう少し科学的あるいは技術的な観点から、

表示の信頼性なり実行可能性の観点につきまし

て、小委員会を設置して、現在検討しているところ

でござります。

また、昨年八月には、遺伝子組み換え食品の表

示のあり方につきましてのたたき台を提示しまし

て、パブリックコメントを求めたところ、一万余件

を超える多数の御意見をいただきまして、消費者の表示を求める声は強いというふうに受けとめているわけでござります。

今後、この小委員会で、技術的、科学的検討を

してさらに検討をし、遺伝子組み換え食品の表

示のあり方につきまして取りまとめを行つてまいります。

それから、既に、遺伝子の組み換え食品を原

料とする食品がたくさん市販されております。現

在、EUを初めオーストラリア、ニュージーランド等では、遺伝子組み換え食品を原料とする食品

等の表示を義務づけておるようでござりますが、

本は今増加の一途をたどつており、また重症化し

ておるのが現状でございます。特に、生命にもかかわるアナフィラキシーを起こす例が急増しております。食物やさまざまな化学物質が原因となつて起ころうアレルギーの発生の解明と効果的な治療法の確立が今待たれています。

私は、今回の食品の表示の適正化を機に、農水省、厚生省、大蔵省が一体となつてぜひともアレルギー総合対策というものを持てていただいて、政府一体となつてこの問題に取り組んでもらいたい。これをぜひとも中川農務大臣にお願いしたいんですが、いかがでございましょうか。

○中川農務大臣 今、先生、具体的な例をお示しになりながらアレルギーの問題と食の問題について御指摘がありました。

個人的な話で恐縮ですが、私の子供もアレルギーの時期がございましたが、とにかく、税制あるいは財政面含めて総合的な対策をとということでおざいます。まず原因、なぜ起きるのかということが、私は全く素人でございますけれども、それぞれ今いろいろ具体例を挙げながら御指摘になりましたが、なぜアレルギーが起こるのか、起ころとも起こらない人がいるのかといふことも含めてきちつとした原因究明を、厚生省なりあるいはほかの関係各省庁といわゆる科学的な見を集積して、省庁横断的に総合的に分析をして、それに対してもう一つ対策がとれるのかといふことを、さまざまの措置を含めて、また各省とよく連絡をとりながらやっていきたいというふうに考えております。

○瀧原委員 セひよろしくお願ひいたします。

次に、青年農業者の育成それから確保についてお尋ねをしたいと思います。

農業の担い手不足が今や中山間地はもとより平たく地域まで及んでおります。平成九年の新規卒就農者は二千二百人でございました。また、平成九年のJターン、離職就農者五万四千人でございますが、三十九歳以下の青年は七千五百人、こう言われております。農業者数が一貫して減少しているのに加えて、農業労働力の高齢化、平均六

十歳というふうに言われておりますが、急速に進んでおります。

こうした中で、農業に従事する青年をいかに確保し、育成していくのか、我が国の農業の維持発展にとって大変大きな問題であろうと思つております。農業従事者のうち、青年の占める割合をどうあります。農業従事者のうち、青年の占める割合をどうあります。農業従事者のうち、青年の占める割合をどうあります。

○橋口政府委員 農業就業人口、そのうちのわゆる青年農業者の数についてお尋ねがございましたので、今手元にござります中で、新しい九年の数字をお答え申し上げたいと思いますが、農業就業字をお答え申し上げたいと思いますが、農業就業下が九千七百人で、そのうち新規学卒者二千二百人でござります。その後、男女合計で三百九十三万人ほどござります。そのうち、三十九歳以下、いわゆる青年農業者と言われる皆さんが四十万三千人で、比率にいたしますと一〇・五%ということをございます。

なお、先生先ほどお話をございましたが、新規に就農される方々、その同じ年の数字で三十九歳以下が九千七百人で、そのうち新規学卒者二千二百人を引きますと、別のルートといいますか、新規に就農される方が七千五百人、これは先ほどお話をござったとおりでございます。

○瀧原委員 現在農業に従事している青年の中に人は引きますと、別のルートといいますか、新規に就農される方が七千五百人、これは先ほどお話をございましたとおりでございます。

一方で、悩みとか不安というのも確かにあつたわけでございまして、所得、あるいは當農資金がないかと思ひます。

一方で、悩みとか不安というのも確かにあつたわけでございまして、所得、あるいは當農資金がないかと思ひます。

ちの使命でもあると思つてゐるわけでございます。

日ごろは、こういう青年農業者の皆さんのお話を聞きながら、技術あるいは経営などに関しましていろいろな悩みをお持ちでございますから、適切

に對処できるようということで、現場では、農業改良普及センターの普及員とかあるいは農業試験場の県の専門技術員、そういう皆さんのが相談に応じておられます。また、こういう若い人たちの活動の場といいますか、農村青少年クラブの組織活動といふものを通じましても連帯感を養つてもらつてゐるという面がござります。

こういう青年農業者の皆さんのお話をまとめて、これまで二度ほど調査をしたものがござりますので、若干御説明いたします。

平成五年と七年に二回ほど調査をしておりまます。しかし、先ほどお話をしましたのは、不安とが、一つは就農の動機といふものが、いろいろあるんですが、多かつたのが、就農すれば自分たちの創意工夫が生かせるだろうという思いがあつた

ことが一つござります。それから、比較的時間的に自由な行動がとれるのじゃないかといふことがございました。これが比較的割合が高くて、そういう面の魅力に皆さん興味を覚えられたのじゃないかと思ひます。

一方で、悩みとか不安というのも確かにあつたわけでございまして、所得、あるいは當農資金がないかと思ひます。

一方で、悩みとか不安というのも確かにあつたわけでございまして、所得、あるいは當農資金がないかと思ひます。

一方で、悩みとか不安というのも確かにあつたわけでございまして、所得、あるいは當農資金がないかと思ひます。

○瀧原委員 先ほど、青年の占める割合、一〇・五%というふうにお聞きしたわけでござりますけれども、私自身、まことに、将来先細りといふこと

で、本当に大丈夫かなどいう不安をいつぱい持っております。

今までいろいろなことを政府はやつてこられたことでござりますが、青年農業者が減少している、ふえない、この理由についてどのように分析されているのか、また、確保、育成のためにどう取り組んでこられたのか、今日までの政府の施策に対する総括をしていただきたいと思ひます。

○橋口政府委員 先ほどお話を申し上げましたけれども、次代の農業の担い手ということで、効率的、安定的な農業経営を担う人材となつてほしい。しかし、先ほどお話をしましたのは、不安といいますか、なかなか踏み切れないようなところがある、あるいは経営上個別のいろいろな問題もあるたんだと思ひます。

そういう面から人数は減つてきておりますが、このところ、ちょうどお話をしましたような数字になりますして、平成四年を底にしまして、新規に就農される方が逆にふえてきているわけでござります。これは、一つは私どもがお話をしましたよ

うないろいろな施策があつかつて効果があつたかなどは思つておりますけれども、それでも一番大事なことは、青年農業者がいろいろなニーズをお持ちだ、今お話をしましたようなことに對応した施策を開拓していくということが大事だと思つております。

そこで、いろいろな障害といいますか、越えないといけないハードルがあるわけございません。大きく分けまして三つほどございまして、端的に申し上げますと、一つは技術の問題、それからもう一つは資金の問題、最後に、農業をおやになる場合はどうしても一定の農地といいます

か、生産基盤が必要でございまして、そういう面をどうやって確保していくかといふことが新たにいろいろな形でおこなえるということが私たちにあります。

私どもとしては、このような将来担い手となるたゞく皆さんのニーズにどういうふうに対応するか、こういうニーズをくみ上げてきめ細かな支援策を講ずるといふことが、青年農業者の育成の面から大変大事なことじやないかと思つております。

て、その辺の対応を我々としては十分していかないといけないのかなと思っております。

○塗原委員 青年を農業に引きつけるためには、何といつても明るい、夢のある農業の将来展望を示すことが絶対に必要だらうというふうに思っています。そういう意味で、今回の新基本法には、青年のためにどのような夢が、どのような将来が展開されているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○樋口政府委員 先ほどお話ししたことと若干ダブる面もござりますけれども、技術の面を身につけていただきために、例えば農林省にもございますし、各県にもございますような農業者大学校というようなもの、あるいは普及センター等でいろいろ研修教育を、いわば生涯教育みたいな形で結びつけながら身につけていただくことが一つだと思います。

それから、先ほど先生からもお話がございました、農村における生活を魅力あるものにしていただくというためには、経営の中での位置づけが大変大事なことだと思います。そのためにも、経営の中でもよくその地位を確立していくいただくために、私どもとしては、家族での経営協定を結んでいただくという方向を、この法案の中でも、趣旨に沿いながら対応していくことが必要じゃないかと思つております。

○塗原委員 私、余り今、そうですかと言えないと、これが夢ですかという感じは受けておらなかつたのですが。

この前、私、長野県の田舎の農家の方に行つてきましたのですが、四割も減反だというふうに聞いております。減反政策というのが農家の活力をなくして、また後継者の意欲をなくした大きいものがあるんじゃないかな、こう思つておるんですが、しかし、日本の農政からいつて、減反はやらざるを得ない、私もそう思つております。しかし、四

割も減反を余儀なくされている、これはもう若い人にとってみて、自分の将来はどうなるのかなどいう不安は必ずあると思うんですね。

したがつて、減反政策をとつた、それはやむを得ないとしたら、何か別なもので後継者に夢を与えていく、こういうふうな施策はないんでしょうか、あるんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○中川国務大臣 確かに、自分の持つている水田の四割が米をつくることができないということ、特に青年の皆さんにとっては、これから長い営農活動の中で非常に不安になりがちだということは、十分理解のできるところあります。

米に関して申し上げますならば、勝手につくつていいよということが最終的には生産者全体にとってプラスにならないということを御理解いたしました上で、自主的にやつていただき、それを行政がバックアップさせていただくという体制になります。

○塗原委員 若い人が、一生の仕事として農業を選択する、一生の仕事として、農業を選ぼうか、あるいは別のところへ行つてしまおうか、これはもうある意味では一生の重大事でございます。そういう意味では、農業を選択したい、親の農業を継ぎたい、こう思つたとしても、安定した所得の確保とそれから将来の所得の拡大、こういう展望をきちつと示しておかなければ、私は、青年農業者の確保というの是不可能ではないのかな、こう思います。

この青年たちに、どのような所得の安定と拡大の展望を示していくのか、そしてまた、労働時間とか休日、祭日などの労働条件も、ほかの労働に比べて、他産業従事者に比べて、余り過重なものであつてはならない、このような、明るいめり張りのある農業の確立に、政府はどのような施設を講じていただけるのか、お尋ねしたいと思います。

○樋口政府委員 今お話ございましたように、所得の確保あるいは労働条件の改善、これは大変大事な要件ではないかと私どももおっしゃるとおり考へておるわけでございます。

一つは、所得の確保につきましては、消費者や実需者のニーズに即した農業生産を行いながら市場の評価が所得の向上につながるような施策、そういうものを推進するということで、収益性の高い経営確立に向けた環境を整備する必要があるんじやなからうか。

ますから、青年の意欲と、そしてまた感性とを十分に発揮して頑張つてもらいたい。そして、そのため支援できるものは何であろうかということを、むしろ、我々が押しつけるというよりも、こうすることをしたいんだということに対しても行政がバックアップできるようなフレキシブルな体制というものをつくりていくことが、まずとりあえす我々のやるべきことではないのかなというふうに考えております。

○塗原委員 若い人が、一生の仕事として職業を選択する、一生の仕事として、農業を選ぼうか、あるいは別のところへ行つてしまおうか、これはもうある意味では一生の重大事でございます。その際、法律の条文にもございますが、価格の著しい変動が意欲ある青年農業者の皆さんに影響を与えること、そういうことを緩和するよう経営安定対策を講じていくという条文が設けてあるわけでございます。

また、労働条件の改善につきましては、北から南までいろいろな条件が違うところで経営をされることがあります。そこで、自然条件の厳しいといいますか、そういうところで作業されるに適した農業機械を開発するとか普及するとか、あるいは、ハウスの施設内で働く労働環境の改善のための設備を研究する。

それから、就業条件の改善に関しましては、法人化を図るとか、先ほどもお話ししましたが、家族経営協定を締結していくとか、あるいは、例えば酪農なんかでは、ヘルパー制度等々を活用していただきますて地域内の労働力を十分生かす、そういうことによりまして農作業の労働ピークを軽減するとか、いろいろな施策を講じていくということでお話ございました所得の確保や労働条件を改善するという対応をしていくといふことを考へておるわけでございます。

○塗原委員 今までの価格政策から市場原理導入したということで、先回も少し御質問申し上げたですが、市場原理の導入によって今一番不安になつておるのが、実は專業の大規模農家なんだという話を申し上げました。

それはなぜかというと、市場原理に移つた場合の所得政策というのは具体的にまだ政府の方で示

していないということが一番大きな理由だというふうに先回申し上げたんですが、今各項目別に検討中だというふうに聞いておるんです。ぜひとも、早くその検討結果を出していただきたいで、農家の方をお心させたいと強く望んでおきたいと思います。

農業資産の相続についてお尋ねしたいんですが、我が国では相続人は均等相続となつておるわけでござります。長男が親の後を継いで一生懸命田んぼで仕事をしてきた、次男、三男、四男が、東京に出て全く農業に従事していない、だけれども、相続の段階になると全部東京からやつて平等な相続分の請求をする、これが民法の大原則になつておるわけなんでござりますけれども、もしも長男が農業を継続しようと思うんであれば、ほかの相続人のいわゆる相続分というのを現金で買い取らなければならぬという大きな負担があるわけですね。そうでなければ、みんなで分配してしまつて土地がなくなってしまう、こういう結果、民法はそういうふうになつておるわけでござりますけれども、こういうぐあいでのいいのかなと。

○渡辺(好)政府委員 御指摘のとおり、相続によって農地が分散、零細化するのは何としても防止をする必要があるかと思います。そういう観点から、先生も御承知のとおり、生前贈与あるいは相続税に係る納税猶予といった措置がとられておりまして、あらかじめ指名をした相続人に農業經營を移していくという推進策がとられているわけでござります。

先生がおっしゃったように、残念ながらそ�数なくて、何人かの相続人に分割して相続をされるというふうな事態が起こります場合には、やはり農地の分散、零細化ということが生じ得ますので、その点につきましては、相続に必要な資金について、農林漁業金融公庫、具体的には自作農

維持資金というのを、これは額でいいますと八百万円、金利一・七%という形で低利の資金を融資いたします。

○塗原委員 地縁、血縁関係による経営承継、これも大切であります。また、農村の外部から新たな入者に対する支援策、どのような対策を考えていいくことも大事だろうと思います。この新規参入者に対する支援策、どのような対策を考えていいくのか、これをお聞きしたい、こう思ってます。

○樋口政府委員 新規に就農される場合の陥路、端的に言いまして三つあると先ほどお話をしまして、例えば技術の習得に関しては研修教育で、新規就農ガイドセンター等々で情報提供するといったが、例えは技術の習得のための無利子の資金、就農のための準備の資金を貸し付けるというようなことがあつたり、それから、二番目に言いました農地の確保につきましては、いろいろな情報を提供するということです。新規就農ガイドセンター等々で情報提供するというようなことを進めてきているわけでござります。

○樋口政府委員 私ども、昨年、幾つかの調査をいたしてみました。その中の調査の一つで、若い女性の皆さん方が農業、農村を、非常に平たい言葉で言いますと、敬遠をされるというようなことがあります。そこでございまして、そのときに、どういう理由でそういう感覚をお持ちなんだろうかという

御認識されていらっしゃるでしょうか。

[赤城委員長代理退席、委員長着席]

○樋口政府委員 私ども、今年、新規の方が幅広く確保されておりますし、その入される中高年齢者などを含めて多様なルートから新規の方が幅広く確保されておりますし、その都市で育たれた青年あるいは他産業から農業に参入される方のニーズにこたえているわけでございまして、そういうふうな事業もございますので、経営継承の円滑化を強化するとか、それからリース農場事業という施設の不足、それから農作業がなかなかつらいん

だらう、そういうイメージで農村に対する感じをとつてまことに深刻な問題だらう、私はこう思つております。最近では東南アジアの女性に募集を中心にも書いてありますけれども、法人化を進めることによって、農地を出資して持ち分という形で農業經營に参画をしていただく、経営が円滑に移譲されるというふうな方向をあわせて推進したいと考えております。

○塗原委員 農家の嫁不足、これは青年たちにとって魅力のある農業であるはずはないと思います。この点、農政改革大綱では、「配偶者問題への対応も考慮し、都市住民の農山漁村に対するイメージを改善するため、農林漁業に関する情報の発信・提供、農山漁村の青年と都市の女性の交流促進等農山漁村・都市交流を促進する」。こういう端的に言いまして三つあると先ほどお話をしまして、例えば技術の習得に関しては研修教育で、新規就農ガイドセンター等々で情報提供するといったが、例えは技術の習得のための無利子の資金、就農のための準備の資金を貸し付けるというようなことがあつたり、それから、二番目に言いました農地の確保につきましては、いろいろな情報を提供するということです。新規就農ガイドセンター等々で情報提供するというようなことを進めてきているわけでござります。

○中川国務大臣 ちょっと古いアンケートですが、例えは技術の習得のための無利子の資金、就農のための準備の資金を貸し付けるというようなことをやるとか、それから、典型的には就農前の技術習得のための無利子の資金、就農のための準備の資金を貸し付けるというようなことがあつたり、それから、二番目に言いました農地の確保につきましては、いろいろな情報を提供するということです。新規就農ガイドセンター等々で情報提供する

とで対応していかたいと思っております。

○塗原委員 農家の嫁不足、これは青年たちにとってまことに深刻な問題だらう、私はこう思つております。最近では東南アジアの女性に募集を呼びかけているというふうなことも聞き及んでおります。

女性に魅力のない農業が、若い青年たちにとって魅力のある農業であるはずはないと思います。この点、農政改革大綱では、「配偶者問題への対応も考慮し、都市住民の農山漁村に対するイメージを改善するため、農林漁業に関する情報の発信・提供、農山漁村の青年と都市の女性の交流促進等農山漁村・都市交流を促進する」。こういう端的に言いまして三つあると先ほどお話をしまして、例えば技術の習得に関しては研修教育で、新規就農ガイドセンター等々で情報提供する

とで対応していかたいと思っております。

○塗原委員 農家の嫁不足、これは青年たちにとって魅力のある農業であるはずはないと思います。この点、農政改革大綱では、「配偶者問題への対応も考慮し、都市住民の農山漁村に対するイメージを改善するため、農林漁業に関する情報の発信・提供、農山漁村の青年と都市の女性の交流促進等農山漁村・都市交流を促進する」。こういう端的に言いまして三つあると先ほどお話をしまして、例えば技術の習得に関しては研修教育で、新規就農ガイドセンター等々で情報提供する

とで対応していかたいと思っております。

インセンティブを持たせるための施策というのには、もちろん経営面のメリットというものもあるでしょうし、生活環境の豊かさ、いわゆる多面的機能の一つの部分としての役割の増進というものもあると思います。

そういう意味で、経済的にも将来的にも展望の持てる、そして美しい農村づくりというもの、そしてまた、やはり農村のメリットというのがありますけれども、人と人との温かい触れ合いの場、コミュニティーといいましょうか集落といいましょうか、そういうもののメリットというものをさらに増進をし、外から見て、ああ、あそこで仕事をしたいな、住みたいなということで、一政策あるいはまた環境行政、教育行政等々を含めて、全国十四万集落、それぞれが少しずつ違いますので画一的に申し上げることはできませんけれども、自治体とよく相談をしながら、特に若い人たちが魅力の持てるような地域づくり、そして農業経営づくりというものの増進のための出発点として、この基本法というのも位置づけていきました

○漆原委員 それでは次に、女性の参画の促進についてお尋ねしたいと思います。この場に参画すべきと考えておられるのか。また、その実効性の担保としてどのような方法をおとりになるのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○樋口政府委員 お話をざいましたとおり、全体の農業就業人口の中で女性の方が六割を占めていますし、農業経営の中では大変重要な担い手であると考えておるわけでございます。また、農家の生活の運営や、地域生活における維持活性化にも大変大きな貢献をしていただいていると思っております。

そういうことでござりますので、女性が意欲を持つて農業に取り組んでいただける、そういう環境づくりが大変重要だというふうに考えております。しかしながら、農業経営における女性の皆さんのがどういうふうに評価されているか。その役割の重要性の割に、現実にはその御苦労に対する評価は必ずしも十分ではないのではないかと考えておるわけございまして、農林水産省としましては、女性の皆さん、対等なパートナーとしてそういう農業経営等に参画をしていただけるということをねらいとしまして、一つは家族経営協定の締結ということを進めておるわけでございます。

法第十六条は、女性が農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会の確保促進について規定しておりますが、確かに、農業就業人口の六割を女性が占めている。男性の八割以上の時間を費している。また、家庭にあっては家事、育児、高齢者の介護、これも女性が行っているわけでございます。しかし、農村女性の農村における地位というものは大変低かったと言わざるを得ません。

農村女性の役割を十分に發揮し、農村における女性の役割が十分に評価されるためには種々の条件整備が必要であります。その前提として、本法新たに設置されたことの意義は大変大きいものと私は評価しております。

女性が從来の家とか村社会での労働力の補完といったいわば従たる地位から個としての主体性を獲得するために、どのような活動、どのような意思決定の場に参画すべきと考えておられるのか。また、その実効性の担保としてどのような方法を

おとりになるのか。その辺をお尋ねしたいと思

ます。

○中林委員 まず、私は、先般に引き続

いて

山間地農業の振興の問題についてお伺いしたいと

思

います。

先般、中山間地域等直接支払制度検討会中間と

りまとめ

と

い

う

よ

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

こ

と

う

な

と大きい状況ではございませんので、かなり現実に即した団地の指定の仕方、まとまりの大きさと、いうふうなことを念頭に置いてさらに議論を詰めていきたいと思っておりますし、それ以外にも、機能の面からいって面積で公益的機能を果たすものもあれば、例えば生態系との関係その他で、非常に零細小区画の谷地田というものが果たしている機能もあるわけでございますので、そこら辺がまだ十分に絞り切れていないというのが現状でございます。

○中林委員 その、絞り切れていないということが大変問題だと思うのですね。

じゃ、具体的な事例がございます。これは、先般の当委員会での議論でも、大蔵省も実は中山間地域を視察したんだ、この検討のために見たんだという話があつたわけです。五月十五日ごろですけれども、島根県の柿木村という、山口県境の小さな村があるわけです。これはまさに山間農業をやっております、ここに大蔵省と農水省が中山間地農業について実態調査に入つたということになつております。

ここに、実は農業法人のファンタジーというのがございます。このファンタジーは、一昨年農林水産大臣賞を受けている、そういう全国でも表彰すべき生産法人になつております。このファンタジーで二千戸の農家が二十ヘクタールの土地を出し合つて水田で共同経営をやつております。農水大臣賞を受けるぐらいですから農水省の方は一定程度の評価をしていたようですが、大蔵省の方が、こんな小規模のところに予算を出す必要はない、むだ遣いだ、こういう話を現地でなさいました。しかも、畦畔などあるわけですから、こういうところはどんどん木を植えて山にすればいいんだ、こんな大きな畦畔をとつてむだなことをやる必要はないんだと、いろいろな意味合いで言つてゐるわけですよ。行政当局は口を出すなどといふことで、案内した役場の職員は口を挟めなかつた。この柿木村、私も知つておりますけれども、村を挙げて、いかに農業で経営を維持するかという

ことに随分力を入れておられる村です。しかも、棚田の多いところです。一十ヘクタール共同で経営するなどというところはこの村でもまさに非常に条件のいいところです。

今、一ヘクタールにするのか三ヘクタールかとか、いろいろな数字を局長は御答弁なさいましたけれども、大臣、まあ大蔵と農水省の考えは違うと言わればそうですねけれども、緒になつて現地調査もし、そしてこの条件不利地域に対する所得補償をやつていこうとするときに、私はこの大蔵省の方の発言というのは本当に限定して限定して、こういう山間地のとても優良で農林水産大臣賞を受けたところまでまだと言われるようなことでは、これは条件不利地域に対する所得補償が円滑にいくのだろうか、こういう懸念を抱かざるを得ないわけです。だから、私は当然、この一団の農地ということではなくして、本当に中山間地で営農を続け、しかも意欲を持って取り組んでいる人たち、それを対象から外すなどということがあつてはならないと思うわけですからけれども、いかがでしょうか、大臣。

○中川国務大臣 その地域が農林水産大臣賞を、それは地域としての形態として受けられたのですか。

○中林委員 いや、ファンタジーという農業生産法人です。

○中川国務大臣 法人として受けられた、その法人が存在するその地域はまさしく、今先生のお話でお聞きする限りは、中山間あるいは山間の農業地域であり立派にその法人が経営されておるわけですがございまして、そういうところも生産活動あるいは多面的な機能等で重要な地域だということは、農林省あるいは政府全体としての認識として、これからもまさにこの施策の中でやっていくべきところではないかと私は思います。

先日、大蔵省が来て予算措置について答弁をしましたが、新しい政策によって財源措置はどうあるのかという質問に対しても、大蔵省としてもまだ新政策に対する重点的かつ効率的にやつていきま

たいという答弁をこの公式の場でやつたことは私
も、先生も多分御記憶のことだと思います。大蔵
省が現地で視察をしてどう言ったかということに
ついては、今、先生のお話しか知りませんので、
それについて私はコメントする立場にはございま
せん。

○中林委員 大蔵省、確かに重点的、効率的、こ
の言葉を使うのですよ。重点的、効率的といふこ
とは、こういう山間の小規模なところに予算を出
すのはむだだという、効率上からいってむだだと
いう考え方を示したのですよ。具体的な事例は知ら
ないとおっしゃいますけれども、しかし具体的な
に、大蔵省の人がこの条件不利地域について、今
回の中間取りまとめをする、今後の検討にそれを
託すということの基礎調査だと私は思うわけです
ね。

だから、そういう意味では、こういう山間地の
中で努力をしているところを私は絶対に外すべき
ではないし、大蔵省がそういうことで限定して限
定して今回の所得補償にしようとする姿勢は、農
水省として毅然としてはねのけていただきたい、
このように思うわけですけれども、いかがでしょ
うか。

○渡辺(好)政府委員 初めにお断りしておきたい
のですが、大蔵省の事務方が現地に行かれました
のは、この際、集落営農というものが本当に機能
しているか、集落営農の代表として一度現場を見
ておきたいということで行かれたわけでありまして
、私たちが中山間地域の調査を依頼したわけでは
ございません。

それから今の、小さいところをどうするかとい
う問題は、この中間取りまとめをよくお読みいた
だきますとわかるのですけれども、構造政策との
整合性について、二つ意見がある。一つは、やは
り集落の機能を発揮させ、そしてその地域政策と
しての立場を強く主張するがゆえに、そういう零
細なものを対象から外すというふうなことはすべ
りではないという御意見と、やはり政策を授ける
のであれば、多少なりとも構造政策とリンクする

べきではないかという御議論があるわけでござります。

現地に行かれた大蔵省の方は、日ごろから構造政策とのリンクを強く御主張になつてゐる方でございますけれども、私どもは、どちらかにバイアスをかけた誘導なり議論をしてはおりません。現地の実情に即し、かつここで公益的機能が農業生産活動を通じてきちんと發揮できるようにするにはどうしたらいかという立場から議論をしておりますので、その点を意見として言わせていただきます。

○中林委員 今局長が言われたように、私は対象地域を最初問題にしたわけですから、対象者という項目の中でそういう二つの意見があるということですが、この中間取りまとめでも述べられています。このこと自体私は、本当は重大な問題だと思うわけです。だから、一団の農地ということで、実は多面的機能を發揮している、そういうふうと離れたような農地でも、一団の農地といふ概念を広くとって、この法律が適用される全体の地域の中の農地だということで、私は当然対象にすべきだと思うのです。

それから同時に、今局長が答弁された対象者の問題でも、言われたように二つの側面の意見があると書いているわけですね。構造政策上、一定規模以上の農業者に限定すべきである、こういう意見と、そうではなくて、全体をやはり対象にすべきだという意見と二つあると書いてあるのです。私は、その検討会の発表を待つのではなくして、農水省として、では対象者はどうするのだ、本当に食料自給率を上げ、国土を保全する、そういう観点の中山間地の農業者、これは、構造政策であれどうあれ、やはり大切な農業なんだという位置づけで、白紙委任するのじゃなくて一定の方向を出すのが今回の新しい基本法をつくる上で極めて重要だと思うのですけれども、大臣、いかがですか。

○中川国務大臣 そのために国会で御議論をいたしました。そして中間取りまとめの概要、さらにはこ

の検討会の先生方が、実際に各地を視察されて生の声を聞き、また御判断をしているわけであります。あくまでも中間取りまとめでありますから、画論あるいは三論併記等が並んでおるわけでございまして、これを集約した形での取りまとめをいただき、そして、それを政府として、この直接支払いの方式をどういうふうにしていったらいいか、ということを、これから概算要求の時期までに最終的に取りまとめる最中でござりますから、時期的にも遅くはありませんし、現在その作業を鋭意やつておる、現在進行形でございます。

○中林委員 私は、この審議の途中に中間取りまとめが出来ました。だから、これは検討に値して、そして、これをもとに条件不利地域に対する直接支払いがどういう形になっていくのかということが、実は農水省としての一定の基準があつて、それに基づいた論議ができると思ったのです。しかし、この中間取りまとめは、最初検討項目というのが出されておるもので、本当に特定されている部分が少ないので、対象地域も対象行為も対象者も、それぞれの項目で引き続き検討、引き続き検討、そのオペレードがこの中間取りまとめになっております。

では、どうやって透明度を高め、国民の納得を得るかということになると、電子メールなどで意見を求めるのだということも言われるわけですねけれども、私は、一番論議しなければならないのが新農基法のこの委員会で、はつきりした農水省としての考え方を示されなければならない。いわばこの検討会にすべて白紙委任をして、七月には、今あっちかこっちかという、右か左かという論法の中で、どっちに行くかわからないというようなことであつてはならないと思うわけです。

重ねて大臣に聞きますけれども、本当に白紙委任でこれはやつて七月の最終取りまとめをする、それでいいとお考えなんでしょうか。新農基法と対する所得補償というのは、私どもも念願したことですから、それについては少なくともこう

いうものだということがわかるような論議、これが必要なのではないかと思うわけですねけれども、いかがでしようか。

○中川国務大臣 今回の基本法の御議論は、もう議論をいただき、そして答申を政府、総理大臣がございました。そして法案を国会に提出して、そういう一連の流れの中できつたわけでございます。そして、その法案の中で、中山間地域に対する支援の一つの方法として直接支払いという今までにないやり方を導入するに当たっては、これはやはり慎重的な、そして開かれた議論というものが必要だと思ひます。

答申、そして大綱、プログラムに基づいて法案をつくり、その上でオープンかつ自由な議論を今やつておる最中で、まさしく今も先生と我々とでやつておるわけであります。初めにイデオロギーがありきとか、こうであるべきだというところから演繹的に結論を求めるという方法は、私どもはどちらにはいきません。

○中林委員 私は、イデオロギーなどで話してい るわけでは決してありません。余りにも違い過ぎるわけですよ。下限を設けない、いや一定の限定期間をすべきだ、両方の意見がございますなどと言つて示されても、これは、では検討会に白紙委任をして、農民にとってみれば、うちの農家が所得権の対象になるのかどうかというのは、今後の農業生産への意欲にとつては非常に大切な問題だからこそ、当然農水省としての基本的な考え方が必要なんだ、こういうことを申し上げているわけです。が、答弁を求めて同じ答弁の繰り返しになるでしょうから、求めません。

そこで、実は大臣、五月二十日の私の、こういう条件をつけるべきでない、限定すべきでないという質問に対して、条件のつかない中山間地域という考え方ではないと思います、こういう答弁をされました。もちろん、中山間地と言ふ以上は、条件不利地域という以上は、条件のいいところと

の、条件といいましょうか、限定、それはあるのは当たり前のことですよ。だからこそ、条件不利地域に対する直接支払いということになつております。

私は、日本の地形と大変よく似たスイス、オーストリア、この双方の条件不利地域への直接支払制度、これがどうなつてゐるかというのをもう一度調べてみました。まさに日本とは雲泥の差があるんじゃないかということを改めて感じたわけです。

オーストリアの場合は、国土の七七%が山岳地帯というところで、そこに人口の四二%が居住しているという地域で、それから、全農業の経営の四一%が実は直接支払いを受けているとが言われております。

このオーストリアの山岳農業経営には、ゾーン制による区分はされている。ゾーン制というのには、こういう地域、こういう地域と幾つか分けてあるのだけれども、それは農家ごとに、困難度によって分けられているということなんですね。だから、交通の便でどういう困難があるか、作物をつくるときにどういう困難があるか、困難性が高いところほど直接支払いの金額はたくさんになつてゐるというのが特徴です。だから、もちろんEUへ加盟して一定の改正などが行われているわけですから、それでも、それでも農家所得への公的助成の割合は、非山岳農家が一二%に対しても山岳農家は三八%と、やはりこれだけ国からの直接支払いを受けているわけです。

それから、スイスですけれども、ここも、もう大臣も御承知だと思いますけれども、すべてが家族農家だ、こういうふうに言われております。経営規模は小さくて、日本と極めてよく似ていると言われておりますけれども、スイスの景観がこれだけ保たれ、そして農地面積が今日まで減つてないといふのは、今日までスイスの政府がとつてきました。自給率を高め、景観を守るというこの政策にはかならないと私は調べる中で学んだわけで

「ここでもゾーニングで区分はされているけれども、条件が悪い方からⅠからⅢというふうにして、これも条件が悪いほど直接支払いの額は大きいということになつて、今やイスは、平たん地でも直接支払いを行つてゐるということです。これは、平坦地で直接支払いを得るのが日本円に換算すると年間大体三百万円ぐらい、山岳地帯の条件の悪いところは五百万円ぐらいになるということですよ。これでイスの自給率はずつと向上してきたし、景観も守られてきた。こういうときはつがあるわけですから、私は、本当に本気で、中山間地対策、条件不利に対しての直接支払いということです。いうならば、こういうところから当然学ぶべきだと思います。また大臣に御答弁を聞くと、そらされるると思いますので、この点を強く要求して次の質問に移ります。

し上げますと、今申し上げたような農業生産基盤の整備と農地の確保という点では、生産性の向上あるいは需要の動向に即した農業生産の再編成、経営規模の拡大等に資する農業農村整備事業などを推進してまいりました。そのほか、農地の確保、有効利用対策もやっております。

それから二番目の、農業経営の体質強化ということでは、効率的、安定的な農業経営の育成、それと、これらが生産の相当部分を占めるような農業構造の実現のための経営対策を推進してまいりました。この中には、人の育成である新規就農者対策も含まれております。

それから、主な作目、米の生産過剰、需給アンバランスという事態に対処いたしまして、麦、大豆、飼料作物等の生産振興その他畜産物、果樹等々ございますが、その生産対策、流通対策に取り組んでまいりました。

それから、需給調整あるいは価格安定対策といふものも、御案内のように、価格政策対象品目の米、麦、畜産物、大豆、野菜等について推進してまいりました。

それから、日本の風土に合った作物ができるように、また現場でそれが生かされるようにといふことで、新技術の開発普及とということを進めてまいりました。その中には、労働強度の軽減のための機械の開発とか、新しい品種の開発とかいうことも含まれております。

それから、消費とのつながりの場面でございます食品の加工、流通、消費者対策というものにつきましても、需要拡大対策も含めまして推進してまいつたわけでございます。

甚だ簡単でございますが、ポイントの点を申し上げました。

○中林委員 私、本当に自信を持つて言われないから、ほそほそと言ふことになるんじやないかと伺いました。

九一年には、いわゆる新政策が発表されました。それ以降、農政は新政策に沿って強引に展開されました。九二年当時の食料自給率は四六%で

した。そこで、新政策では、食料自給率について、可能な限り国内農業生産を維持拡大し、食料自給率の低下傾向に歯止めをかけていくことが基本である、こう規定しているわけです。

九三年二月の当農水委員会で、当時の農水大臣が、新しい食料・農業・農村政策の方向、これは新政策のことですが、その前提となっております

この長期見通しでありますけれども、平成二年の一月に閣議で決定をいたしました、これによりますと、供給熱量ベースで五〇%の自給率、これはおつしやつたように二〇〇〇年までということ

で、これに向けて新政策の方もいろいろと創意工夫の中で、こうすることによってこの五〇%を達成ができるということでやつておるわけでありますと明確に、新政策の推進をすれば、二〇〇〇年段階での食料自給率は五〇%達成が可能だ、こういふふうに答弁をしておるわけです。

それが、今どうでしようか。九七年には四一%、さらに九八年は四〇%を割るかもわからぬ

い、こう指摘されている状況なんですね。新政策の展開で五〇%の食料自給率の達成が可能、こう

言いながら、低下傾向に歯止めをかけていくことを基本としたわけですから、にもかかわらず

食料自給率が大きく下がつた。これはもう重大な問題なんですけれども、なぜこうなったのか御答弁ください。

○中川国務大臣 自給率が年々下がつてきておることは事実でございます。今官房長から答弁しま

したように、我々としても、この下がり続けてい

る自給率を何としても向上したいということで、先ほど申し上げたようなさまざまな施策をとり、また一部品種改良等でそういうものに対応できる

ようなものもできたわけでござりますけれども、これが新たに加わったと思います。農水省から資

料をもらって、魚介類の国内生産が減少したから

だという理由が一つ加わっておりますけれども、これは、全体のカロリーベースからいえば極めて少ないわけですよ。

米の消費が減つた、あるいは、畜産に対するの

というおしゃかりを前に受けたことがございますけれども、とにかく、我々としても努力をする。また、一方では、例えば水産などで申し上げますと、かつては一千三百万トンとついていたものが、今や七百万トンしかとれない時代になつてきました。一生懸命つくり育てる漁業というものをやつておりますけれども、国際的な条約の問題、あるいは沿岸国の問題等で、あるいは、水産資源そのものが枯渇しているというような状況のもとで、水産だけでも一時に比べて大幅に少なくなつてしまふというような、いろいろな要素が、一言で言えば、マイナス方向に働き続けているというこ

とでございます。

それを何とか、さつきスイスの例を挙げられましたけれども、自給率が三六まで下がつたものが、今七〇%にやつと回復したということです。斯くておるというようすであります。日本はさらに低いわけですが、斯でも自給率は主要諸国の中ではまだ低いわけ

あります。日本はさらに低いわけであります。それを、このトレンドを何とか戻していくために、今回の法律を契機として、さまざまな施策をさらに進めていく。

その責任は、政府において目標設定をし、さまざまな施策を講じていくわけであります。これには、生産者の皆さんの御努力はもとよりでありますけれども、消費者を初め、さらには国民的な教育、啓蒙の面も含めまして、みんなでその目標に向かつて協力をし合つていこうということが必要だと思いま

す。

○中川国務大臣 保証と言われるが非常に困るの自給率が低下した。目的達成できなかつた、こう言うならば、あなた方は何をやつても引き上がる保証などないじゃないですか。新政策でできな

い、その保証は一体どこにあるんですか。

○中川国務大臣 保証と言われるが非常に困るの

ありますけれども、一々条文まで挙げて申し上げませんけれども、さまざまな施策を講じてやつ

ていく、あるいは、先ほど申し上げたように、生

産者、消費者を含めた国民的な、中期的な面も

含めました食料の安定供給というコンセンサスの

中で、食べ残し、あるいはまた日本型食生活の普及等々も含めて、いろいろな立場での協力あるいは努力をしていくことが必要だと思いま

す。

日本型食生活というと、もちろん御飯中心になるわけであります。例えば、最近はやりの健康に気をつけようということなどで、野菜の需要が非常にふえておる。この野菜の需要がふえておることは金額的にもはつきりわかるわけでありますけれども、これは、実はカロリーベースにはほとんど影響しないわけでございます。

そういう面で、一般的にただカロリーベースだけを、もちろん、カロリーベースで上げていくことが前提でありますけれども、過去の下がつている原因は全部政府の施策の責任だという

ことだけでも言われても、我々はもう何を申し上げることもできないわけでございます。

題については深刻な認識が必要です。食料を質・量ともに十分に得ることは、基本的人権であり、国は、誰でもが安全な食料を安定的に入手できるようにするために責任を持ち、食品の安全性確保と自給率の向上をはかることを、基本法の理念として明示すべきです。」こういう項目があります。それから、「国内農業の力強い発展と自給率の向上は消費者にとっても重要です。そのためにも、農業生産の基盤である、農地の確保、多様な

民の皆さんのが同じ仲間の国民が一生懸命つくったものをおいしく感謝しながら食べていただくといふ中で、前向きに前向きにいって初めて自給率が上がっていくのだという、みんなの協力があつての目標設定であり目標達成であるということを、何回目かの答弁になりますけれども、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

○中林委員 大臣、新政策がもう破綻しているわけでしよう。これさえやれば自給率は上がるとい

社民党としては、まず、この基本法の議論の中
私たちの党にとっても、この基本法の議論とい
うこと、長年来いろいろな議論をしてきました
し、いよいよ終わりでありますので、我が党が特
に注目をしてきた、重視してきた点について確認
をしたりあるいは要望をしたり、こういう形にし
たいと思います。

○中林委員 私は、今度の新しい基本法案で、基本計画を策定してそれに向かうということの中に、大体全部が逃げ込まれているなというふうに思つたんですね。

それは、新政策を出したときにも、実は同じような方向が言われてゐるわけですよ。一〇〇〇年まで自給率を五〇%にするというのも、農産物の需要と生産の長期見通しということで閣議決定をしてやるということが言られていて、途中、見直しもされてきたわけですね。それで、二〇〇五年までに今度は四四%から四六%これが現実可能なものだということで、それが設定された。

それで、今回も大臣の答弁を聞いてみると、数

者の合意を得つゝ国が責任を持つて進めることが必要です。」などうことで、國の責任を明確にすべきだと言つてゐるわけですね。

國民の皆さんと一緒に頑張つて自給率をなんと
いうことじやなくて、國はどう責任を持つのか、
少なくとも自給率向上のためにはちゃんと責任を持つ、こういうことが今回の基本法では求められ
ているのではありませんか。

○中川國務大臣　一回目の当委員会の議論が五月
十三日だったと思いますが、そのときからずつと
と、なぜ今出せない、なぜ今出せないと、もう三
週間近く言われておりますが、出さないと言つて
いるんじやないんです、出すんです、目標設定

臣がかわったことでしょう。私はこの十年間の会議録を見て、これだけ大臣の顔ぶれがかわっていつた、その都度その都度同じ答弁の繰り返し繰り返し。中川大臣は責任を持つとおっしゃつたけれども、一体あなたはいつまで大臣が続けられると思っていらっしゃるのですか。本当に、私は、国有林のときでも、五十年先私が責任持つとおっしゃつたけれども、全く無責任な答弁だというふうに言わざるを得ません。

では、本当にまじめに考えるならば、地方公聴会、中央公聴会をやりました。その中でさまざまな意見が出来ましたけれども、この基本法案が現行WTO協定に合わせた基本法であり、この基本法

置づけでありました。したがつて、国内生産を基
本にといふところを、維持増大、こういう主張を
してきて、昨日來の各党の協議の中で増大といふ
表現が二条の中に明確になつたということについ
て、私たちは非常によかつたなどと思うし、同時
に、このことを政府の方もしつかり受けとめて、
これから日本の農業における、特に、食料の安
定供給を確保していく、あるいは、今議論になり
ました自給率の向上のためにも、この国内の農業
生産の増大を図つていくという点をぜひこれから
の農政の大きな柱として推進をしていくってはし
い、このことをまず一つ要望していただきたいと思ひ
ます。

値目標を出さないのは、現実可能なものを出さなきやいけない、それを下から積み上げ方式でやらなきやいけないなどと言つて、もう逃げ込んで逃げ込んでいるわけです。それで、私が、国の責任は一体どうなのか、本当にこの法案でその保証はあるのかと聞くと、先生も含めてと私にまで責任を転嫁されるということですよ。私が大臣に聞いているのは、国がどう責任を持つかということを聞いているわけですね。

それで、消費者、消費者とおっしゃいますけれども、先日、全国消費者団体連絡会から、そこの

自給率を。そして、その出すための前提の作業を今やっている最中であつて、決して逃げ込んでいるわけでもありません。

それから、責任転嫁をしていると最初からおっしゃつております、これも五月の十三日だつたと思いますけれども、我々は責任転嫁はしません。最終責任は政府、そして、政府の中でだれだといえば、農林水産大臣たるこの私であります。それが責任をとることを申し上げ続けておるに、もかかわらず、五月十三日以来、同じ議論をずつとやられておる。

それから、私たちが重視した次の点は、基本計画の位置づけ、これの取り扱いでございました。この一連の議論の中で、やはりこの基本計画の存在が非常に重要である、また、過日の公述人の御意見の中でも、この基本計画のあり方についてはさまざまな御意見があつたと私は思つてます。やはりこの基本計画というのは確かに、一連の他の基本法、それにおける基本計画から見ると、事務局といいましょうか、役所の中での項目かもしませんけれども、私は、今度の農業基本法の中における基本計画というのは、もつとこの

それで、消費者、消費者とおっしゃいますけれども、先日、全国消費者団体連絡会から、そこの代表の方が、食料・農業・農村基本法案に対する意見書ということで、こういうペーパーを持ってきていただきて、非常に強い要請をされておりま
す。

もかかわらず、五月十三日以来、同じ議論をずっとやられておる。

○前島委員 大臣、長い間基本法の議論をしてき
家族經營を農業の中心にちゃんと据えつける、市
場万能に価格をゆだねるのではなくてしっかりと
保証していく、こういう転換なしには日本の食料
自給率を高めることができない、このことを強く
主張いたしまして、私の質問を終わります。

かもしませんけれども、私は、今度の農業基本法の中における基本計画というのもつとこの骨格をなす部分ではないだろうかな、新基本法の心臓部分であるだろうし、これから日本の農業の中核、根幹をなす部分がこの五年ごとに出来れる基本計画だろうな、そして、この基本計画を決めることによって個別法が改正されたり新たな法

案ができるてくる、こんな関係に今後なっていくのかな、こういうふうな感じが実はしているわけあります。

そういう面で、この基本計画というのはやはり国会で議論し、国会で承認されるべき重要なこれから農業の部分ではないだろうか、農業基本法を本当に中身のある、生きたものにしていくためにも、そういう位置づけが必要ではないかということをやはり思うわけであります。

そういう面で、この総括の最後に当たって、この基本計画に対する位置づけと、基本計画をやはり国会の中で質疑し、議論し、承認すべきもの、そういうふうに位置づけるものであるな、こういふうふうに私は今でも思うわけでありますけれども、その点についての大臣の認識を聞かせていただきたいと思います。

○中川國務大臣 先生御指摘のように、この新しい農政、食料政策の憲法ともいべき基本法といふのは我々の施策の憲法としての位置づけがあるのでございまして、その中で四つの理念があつて、その四つの理念をいかに推し進め、そのためいろいろな施策を講じていくかという、その一番の具体的な根っこになるのが基本計画であるわけであります。

この法案が成立をさせていただいた段階で、既に御審議いただいているものもござりますけれども、関連でまた多くの法案の御審議をいただかなればいけない必要性が出てくるわけでござります。そして、五年ごとの見直しというときにはまたいろいろな議論をするわけでござりますし、新しい食料・農業・農村政策審議会での御議論を踏まえて計画を進めていくわけでございます。

法律改正が五年ごとに必要ではないかといううとに關しては、直接的には、仮に見直しをしたとしても、だから自動的に法律改正に結びつくかどうかというのは、やはり今までの、いろいろな政策の転換に応じて、必要なときに法律改正をやる、あるいはやらなくていいということと同じではないか。つまり、大幅な見直しによって法律改

正が必要であれば必要になりますし、また、法律の範囲内での見直しで済むことであれば法律改正までは至らなくても済むということだと思います。

一方、農水委員会を初め国会は常に農政についての御議論をいただき、その日々の御議論の中でまた法律にかかる問題も出てくるわけでござりますので、そういう意味では、スタートが大事でござりますし、また、その五年ごとの見直し作業には直ちに公表する、そして、修正案によれば、国会での報告を初めというような文言が後ほど提案されるというふうに伺っておりますけれども、いずれにいたしましても、国会での御承認をいただいた法律であるこの基本法に基づいて基本計画をつくる、その基本計画に基づく施策というのは、その国会での御承認に基づいた範囲内での行

政の権限内といいましょうか、与えられた範囲内での作業という位置づけとして、御報告、あるいは日々の御審議、そして特に見直し時期の御審議

は当然尊重し、また我々にとっても大事なことだ

と思つておりますけれども、国会の承認なりとい

うことについては、権限の範囲内での作業とい

ることで御理解をいただきたいと思います。

○前島委員 私も、必ずしもそういう議決という手続、手続論にこだわるわけではないのであります。して、問題は、この重要な、大事な基本計画が、いろいろな角度で議論される、そしてみんなで同意を得て事を進めていく、こういうことが大事だ

うと思ひますね。

そういう面で、きょうこの後修正案として提案されるであろう報告ということ、その中身として私はみんなで議論するということだとと思うのです。いわゆる農業関連の三白書も、從来は必ず本会議でやつてきたのでありますね、あの白書でさえ。このところほとんどあの白書の議論といふのはなくなつたわけでありますけれども、やはり私は、毎年出される白書以上に、基本計画は五

決ということはともかくとして、出されてくる、つくられてくる基本計画は、白書と同じように、かしていくことが、理念といわゆる具体的な政策を一致させていくと、非常に大切だ

するということが最低必要ではないだろうかな。

そういう面では、今度の一連の修正とこの議論に当たつて、基本計画が出されたら、国会の中

で、あるいは農水委員会の中で、関係委員会の中

で議論するということは、お互いの確認として、お互いの了解事項といいましょうか、当然のこととして理解をしていいかどうか、その辺のところをひとつ。

○中川國務大臣 まず、この法案を成立させていただいたならば、基本計画というものをつくる、それで、これは五年ごとに見直しということがある。そしてまた、年次報告というものを国会に提出するという条項もあるわけであります。これらがある意味では義務規定的になつてくるわけでございますが、それとは別に、日々、この法律に基づいたといいましょうか、農政全般について、大いに国会でチェックといいましょうか、御指導といいましょうか、御議論を尽くしていただくといふことは、我々にとって大変貴重な、大事なことだ

だと思つております。

○前島委員 日々云々というのが具体的に何を指すかは別問題として、ともかく、基本計画といふのは出されてきたら委員会等々で議論するということは、お互いの確認として受け取つていきたい、こういうふうに思ひます。

それから次に、基本計画を単なる目標などにさせないためにも、常に検証をしたりしていくことが大事ではないか。過日の中央公聴会でも指摘されましたね。このことがまた、現行基本法の総括と言つていいのでしょうか、事実上なまがごと基本法だったと言われてしまつたことを、一度

轍を踏まないためにも、この基本計画、五年ごとに出されるものを検証することが大事だという指摘がありましたね。やはりその点は大事だな、こ

ういうふうに私も思うわけであります。

その検証というのが、つくつた人間がやるとい

う内輪の検証ではなくして、第三者的なものが客観的に検証する、そしてまたその次の五年間に生かしていくことが、理念といわゆる具体的な政策を一致させていくと、非常に大切だ

いう指摘も、過日の公聴会でありました。そう

いう面で、基本計画を、国会での議論と同時に、これをどう検証し次に生かしていくかということも、これから農業基本法をさらに充実させたり、あるいは農業基本法を実態に伴つた生きたものにさせていく上でも重要な点ではないだろうか、私はこういうふうに思つています。

したがつて、大臣にお聞きしたいのは、こういう検証というものをどう考へているのか、また、もし具体的にこんな方法で検証の仕組みも考えてみたい、こういう点がございましたら、意見をお聞かせいただければ、こういうふうに思ひます。

○中川國務大臣 先生御指摘のとおり、基本計画は五年ごとに、一応十年程度をめどにして基本理念を実現するための施策を基本計画の中に定めるわけでござりますけれども、大体五年ぐらいでございましょうか、御議論を尽くしていただくといふことは、我々にとって大変貴重な、大事なことだ

だと思つております。

○前島委員 日々云々というのが具体的に何を指すかは別問題として、ともかく、基本計画といふのは出されてきたら委員会等々で議論するということは、お互いの確認として受け取つていきたい、こういうふうに思ひます。

それから次に、基本計画を単なる目標などにさせないためにも、常に検証をしたりしていくことが大事ではないか。過日の中央公聴会でも指

被しましたね。このことがまた、現行基本法の総括と言つていいのでしょうか、事実上なまがごと基本法だったと言われてしまつたことを、一度

轍を踏まないためにも、この基本計画、五年ごとに

出されるものを検証することが大事だという指

摘がありましたがね。やはりその点は大事だな、こ

ういうふうに私も思うわけであります。

その検証というのが、つくつた人間がやるとい

う内輪の検証ではなくして、第三者的なものが客観的に検証する、そしてまたその次の五年間に生かしていくことが、理念といわゆる具体的な政策を一致させていくと、非常に大切だ

いう指摘も、過日の公聴会でありました。そう

いう面で、基本計画を、国会での議論と同時に、これをどう検証し次に生かしていくかということも、これから農業基本法をさらに充実させたり、あるいは農業基本法を実態に伴つた生きたものにさせていく上でも重要な点ではないだろうか、私はこういうふうに思つています。

したがつて、大臣にお聞きしたいのは、こういう

検証というものをどう考へているのか、また、

もし具体的にこんな方法で検証の仕組みも考えてみたい、こういう点がございましたら、意見をお聞かせいただければ、こういうふうに思ひます。

○中川國務大臣 先生御指摘のとおり、基本計画は五年ごとに、一応十年程度をめどにして基本理

念を実現するための施策を基本計画の中に定めるわけでござりますけれども、大体五年ぐらいでございましょうか、御議論を尽くしていただくといふことは、我々にとって大変貴重な、大事なことだ

だと思つております。

○前島委員 日々云々というのが具体的に何を指すかは別問題として、ともかく、基本計画といふのは出されてきたら委員会等々で議論するということは、お互いの確認として受け取つていきたい、こういうふうに思ひます。

それから次に、基本計画を単なる目標などにさせないためにも、常に検証をしたりしていくことが大事ではないか。過日の中央公聴会でも指

被しましたね。このことがまた、現行基本法の総括と言つていいのでしょうか、事実上なまがごと基本法だったと言われてしまつたことを、一度

轍を踏まないためにも、この基本計画、五年ごとに

出されるものを検証することが大事だという指

摘がありましたがね。やはりその点は大事だな、こ

ういうふうに私も思うわけであります。

その検証というのが、つくつた人間がやるとい

う内輪の検証ではなくして、第三者的なものが客観的に検証する、そしてまたその次の五年間に生かしていくことが、理念といわゆる具体的な政策を一致させていくと、非常に大切だ

いう指摘も、過日の公聴会でありました。そう

いう面で、基本計画を、国会での議論と同時に、これをどう検証し次に生かしていくかということも、これから農業基本法をさらに充実させたり、あるいは農業基本法を実態に伴つた生きたものにさせていく上でも重要な点ではないだろうか、私はこういうふうに思つています。

したがつて、大臣にお聞きしたいのは、こういう

検証というものをどう考へているのか、また、

もし具体的にこんな方法で検証の仕組みも考えてみたい、こういう点がございましたら、意見をお聞かせいただければ、こういうふうに思ひます。

○中川國務大臣 先生御指摘のとおり、基本計画は五年ごとに、一応十年程度をめどにして基本理

念を実現するための施策を基本計画の中に定めるわけでござりますけれども、大体五年ぐらいでございましょうか、御議論を尽くしていただくといふことは、我々にとって大変貴重な、大事なことだ

だと思つております。

○前島委員 日々云々というのが具体的に何を指すかは別問題として、ともかく、基本計画といふのは出されてきたら委員会等々で議論するということは、お互いの確認として受け取つていきたい、こういうふうに思ひます。

それから次に、基本計画を単なる目標などにさせないためにも、常に検証をしたりしていくことが大事ではないか。過日の中央公聴会でも指

被しましたね。このことがまた、現行基本法の総括と言つていいのでしょうか、事実上なまがごと基本法だったと言われてしまつたことを、一度

轍を踏まないためにも、この基本計画、五年ごとに

出されるものを検証することが大事だという指

摘がありましたがね。やはりその点は大事だな、こ

ういうふうに私も思うわけであります。

その検証というのが、つくつた人間がやるとい

う内輪の検証ではなくして、第三者的なものが客観的に検証する、そしてまたその次の五年間に生かしていくことが、理念といわゆる具体的な政策を一致させていくと、非常に大切だ

いう指摘も、過日の公聴会でありました。そう

いう面で、基本計画を、国会での議論と同時に、これをどう検証し次に生かしていくかということも、これから農業基本法をさらに充実させたり、あるいは農業基本法を実態に伴つた生きたものにさせていく上でも重要な点ではないだろうか、私はこういうふうに思つています。

したがつて、大臣にお聞きしたいのは、こういう

検証というものをどう考へているのか、また、

もし具体的にこんな方法で検証の仕組みも考えてみたい、こういう点がございましたら、意見をお聞かせいただければ、こういうふうに思ひます。

○中川國務大臣 先生御指摘のとおり、基本計画は五年ごとに、一応十年程度をめどにして基本理

念を実現するための施策を基本計画の中に定めるわけでござりますけれども、大体五年ぐらいでございましょうか、御議論を尽くしていただくといふことは、我々にとって大変貴重な、大事なことだ

だと思つております。

○前島委員 日々云々というのが具体的に何を指すかは別問題として、ともかく、基本計画といふのは出されてきたら委員会等々で議論する

こと

的に担つていかべきものだらう、私はこういふふうに思います。

先ほどの責任論じやありませんけれども、そこはひとつ、ほかの部分がというふうに、それを政府がお手伝いするような、第三者的な姿勢では、経営安定対策、あるいは所得政策というものは期待できなくなつてしまつだらう、私はこういふふうに思います。

余り時間がありませんから、これ以上の議論をしませんけれども、やはりそこは政府の責任、政府が積極的に需給調整機能というものを担つていくのだという姿勢はぜひ必要だらうと思うし、とるべきだらうと。それでなければ、経営安定対策をつくるとか、確立するとか、所得政策に責任を持ちますなんということを言えるものじやないと思いますので、大臣何か。

○中川國務大臣 三十条の一項を読むと、あくまでもこれは、先ほど市場原理万能なんてお話をありました、決して万能ではないのですけれども、市場原理といふものを導入してやつていく。そうすると、そこで需給にアンバランスが起きたときに、どちらかがダメージを受ける。特に生産者がダメージを受けるということがあつてはならないということで、二項でこういう措置をとりましょう、こういうことになつておるわけであります。

したがいまして、先ほど官房長から答弁をしたことは、あえて言えば、米の需給調整的なものを念頭に置いて、私は指名されたらお答えしようかななど思つていただけでござりますけれども、一項が一応まず前面に出てきておりますけれども、二项でもって、やはり育成すべき農家にダメージを与えて日本の農業に影響を与えることがあつてはならないというのが基本理念の一つでございますので、そういう意味で、言葉としては、やはりダメージあるいはメリットを受ける当事者が自主的

にやるということが一義的ではござります。それに対しても、実質的な意味を伴つた政府としてのバックアップ措置をとるということで、それ

○前島委員 やはりこれからは所得政策、経営安定対策が大きな柱になることは間違いないわけであります。生産者の側から見れば、安心してそういう産業に従事できる、それから今後も期待を持つて、あるいは意欲を持つていくためには、この需給調整部分、需給調整というものがどういう見通しに立つかということが大きな柱であることは間違いないわけでありまして、政府がこれから経営安定対策、所得政策をやるとしたら、この観点だけはぜひ政府の責任として今後配慮した対策を立てほしいということをお願いしておきたいと思います。

それから次に、直接支払いについて、一、二確認をしたいと思います。

私たちも、この制度が日本で初めて導入されることについて評価をいたしたいと思います。したがって、初めての導入でありますから試行錯誤があるし、また別な意味で、国民の反応というものがどうなつてくるのかについて、いろいろな点で配慮していることもわからなくなはります。同時に、この政策を具体的に実行するときに、無制限にといいましょうかばらまきにということもいけない。したがって、一定の基準、一定の制限ということが伴うことは当たり前だろう、こういうふうに思っています。

それで、過日中間取りまとめが出されて、私も資料をいただいて読ませていただきました。そこでの感想は、何かこれはやつちやいかぬのかなんか、これをやつちやいろいろなところから批判があるのかなどという点を気にし過ぎというような感じを率直に受け取るんです。私は前にも大臣にちょっと伺つたと思いますが、この種の政策というのは、ある一つの信念みたいな、理念みたいなもの、オーバーに言えば哲学みたいなものから出発すべき政策だらうと思いますね。これをやつて

そういう観点からこの中間取りまとめを見る
と、地域的配慮といいましょうか、地域地域とい
うことを意識して過ぎて、選択の場合に。した
がって、五つの法律が適用されているところをま
ず条件にしてとか、そうじやなくして、この理念を
というか思想といいましょうか、こういう政策を
導入するということは、何をやるかということを
に大きな意味があるんじゃないのか、こういうふ
うに私は思います。
そうすると、この中間取りまとめの中で言う
と、地域的選択という項目、対象地域より対象
行為というところに私は大きなウエート、意味が
あるべきだと。そして、ここを中心にしていろいろ
な事業というものを選択していくのが本来のこ
の政策の主な意味といいましょうか意義だらう
な、こういうふうに思っているわけであります。
それから見るとこの中間取りまとめとい
うのは、何か絞ることに絞ることに中心を置いて、ま
ず地域振興の五つの法律の枠をはめてみてとか、
あるいは中山間地だと傾斜地だとということをや
に制限のウエートを置き過ぎていやせぬか。私はそ
うだらうと、この政策の意味と
いうのは、何をやるか。確かに経営的にはいろいろ
な問題があるけれども、本当にこのことをやる
ことが日本の農業にとって地域社会にとって必要
なんだ、こういうところから出発するのがこの政
策だらうと思いますね。だとすると、この選択の基
準でいろいろ基準というのを、私は対象行為とい
うところに大きなウエートを置いて地域選択をす
べきではないだらうかな、そんな気がします。
そうすると、中間取りまとめでいえば、農業生
産活動等々を維持するために具体的に何と何をや
るべきという項目だとか、あるいは公益的機能を確
保するための活動としていろいろ挙げてある。
その角度から見て、それじやここを適用しよう、

ことをひとつこの直接支払いの地域として指定していく。結果としてそれが中山間地に圧倒的になるだろうし、五法適用地域に結果としてなる部分が非常に多いとは私は思いますけれども、やはりこういう政策の理念というのは、そういうところに柱を置いて地域指定をしていくべきではないだろうか、そんな感じがしてならないわけであります。

時間が来ましたので、構造改善局長の答えることはよくわかりますけれども、大臣、やはりこの政策はそういう角度でこれから追求していくってほしい、そういう角度でこれからのもとめをぜひしておいてほしい。そのスタンス、その柱というものがびしっと据われば、具体的な制限項目とかどこにウエートを置いていくかというの私は必然的に出てくる問題ではないかなと。そこをちゃんと押さええておきさえすれば、国民の合意も得られるだろうしさまざまな皆さんの理解も得られるだろう、こういうふうに思いますので、その点の見解を大臣に聞いて、終わりたいと思います。

○中川国務大臣 中山間地域、直接支払いをどういうふうにスタートさせていくかということは今まさに議論が煮詰まってきたつあると思います。やはり対象者、対象地域、支払い方法、対象行為等々、中間取りまとめも両論併記みたいな形になつておりますが、要は、やはり農業の約四割を占めると言われている地域をこのままほつておくと、耕作放棄の荒れ地になつてしまつ。これは国土保全上も大変問題がございまますし、また農業生産という観点からも、もっと言えば多面的な機能を維持するためにも非常に大きなダメージがある。生産条件として非常に不利ではありますけれども、できたものが決して不利なものではないということも一方であるわけでございますから、要是そこに何を最低限の基準として求めるかといえば、やはりそこに定住していただいて生産活動をしていくいただいて、それと同時に多面的機能を維持していくなどと、いうことが大前提になつて、それが基本になつての細かい仕分けをいろいろやつ

<p>て、国民的な合意を得ながら公的な資金を投入で きるようにしていこうということでござりますか ら、先生のそのポイントとのがまさにこの議 論のスタートラインではないかなと私自身思つて おります。</p> <p>○前島委員 ありがとうございました。終わりま す。</p> <p>○穂積委員長 速記をとめてください。</p> <p>〔速記中止〕</p> <p>○穂積委員長 速記を起こしてください。</p> <p>これより内閣総理大臣に対する質疑を行いま す。</p> <p>質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。鉢呂吉雄君。</p> <p>○鉢呂委員 民主党的鉢呂吉雄でございます。</p> <p>新しい食料・農業・農村基本法ということで、 この農水委員会で三十時間を超える審議を経まし て、きょうは締めくくり総括的な質疑ということ で小済総理の御出席をいただいたところでござい ます。</p> <p>私も六時間余り、ここで中川農水大臣に御質問 をさせていただきましたので、きょうは総括的 な、この間の質疑を踏まえた質問をして、総理の 御答弁をいただきたいと思います。</p> <p>昨年、国鉄林野改革法案、総理にも御答弁に 立つていただきまして、私からも、総理の出身地 であります群馬県の中之条町を視察したその經 緯、特にあのときは国有林野を調査したのですけ れども、中之条町も中山間といいますか農業地 帶、林業地帯であります。薬草とか山菜とか、 そういうたの産業を盛り立てて農業が振興し ているさまを見させていただきました。</p> <p>まず第一に、きょうは、小済総理が五月の七日 の本会議で、これまでの農政あるいは今の農業の 実態、日本の経済社会の大変化という表現 で、今日の農業あるいは農村をとらえておる答弁 をされておるわけでありますけれども、総理の率 直な、地元の農業あるいは農村の実態も含めて、 今の日本の農業に対して総理のお言葉はどういっ</p>
<p>た感想をお持ちか、ますこの点から御質問をさせ ていただきたいと思います。</p> <p>○小済内閣総理大臣 昭和三十六年に農業基本法 が制定されまして、その後といいますか、三十 八年に、私、本院に議席をいただいてまいりま した。今日まで、たまたま出身地が中山間農業地域 であったなどいうこともこれあり、米を中心とした 農業から選択的拡大というようなことで、私ども の地元でも、畜産を始め、また果樹その他が大変 導入をされまして、農家所得の向上に大きな利益 をもたらしてまいりました。</p> <p>が、しかし、あれからはや時もたちまして、今 日、こうして新しい農業基本法、特に農業のみな らず、農村、食料、こうした課題に取り組まれ て、こうして御審議をいただいておるわけで あります。鉢呂吉雄君。</p> <p>○鉢呂委員 民主党的鉢呂吉雄でございます。</p> <p>新しい食料・農業・農村基本法ということで、 この農水委員会で三十時間を超える審議を経まし て、きょうは締めくくり総括的な質疑といふこと で小済総理の御出席をいただいたところでござい ます。</p> <p>私も六時間余り、ここで中川農水大臣に御質問 をさせていただきましたので、きょうは総括的 な、この間の質疑を踏まえた質問をして、総理の 御答弁をいただきたいと思います。</p> <p>昨年、国鉄林野改革法案、総理にも御答弁に 立つていただきまして、私からも、総理の出身地 であります群馬県の中之条町を視察したその經 緯、特にあのときは国有林野を調査したのですけ れども、中之条町も中山間といいますか農業地 帶、林業地帯であります。薬草とか山菜とか、 そういうたの産業を盛り立てて農業が振興し ているさまを見させていただきました。</p> <p>まず第一に、きょうは、小済総理が五月の七日 の本会議で、これまでの農政あるいは今の農業の 実態、日本の経済社会の大変化といふ表現 で、今日の農業あるいは農村をとらえておる答弁 をされておるわけでありますけれども、総理の率 直な、地元の農業あるいは農村の実態も含めて、 今の日本の農業に対して総理のお言葉はどういっ</p>
<p>た。今日まで、たまたま出身地が中山間農業地域 であったなどいうこともこれあり、米を中心とした 農業から選択的拡大といふことで、私ども の地元でも、畜産を始め、また果樹その他が大変 導入をされまして、農家所得の向上に大きな利益 をもたらしてまいりました。</p> <p>が、しかし、あれからはや時もたちまして、今 日、こうして新しい農業基本法、特に農業のみな らず、農村、食料、こうした課題に取り組まれ て、こうして御審議をいただいておるわけで あります。鉢呂吉雄君。</p> <p>○鉢呂委員 民主党的鉢呂吉雄でございます。</p> <p>新しい食料・農業・農村基本法ということで、 この農水委員会で三十時間を超える審議を経まし て、きょうは締めくくり総括的な質疑といふこと で小済総理の御出席をいただいたところでござい ます。</p> <p>私も六時間余り、ここで中川農水大臣に御質問 をさせていただきましたので、きょうは総括的 な、この間の質疑を踏まえた質問をして、総理の 御答弁をいただきたいと思います。</p> <p>昨年、国鉄林野改革法案、総理にも御答弁に 立つていただきまして、私からも、総理の出身地 であります群馬県の中之条町を視察したその經 緯、特にあのときは国有林野を調査したのですけ れども、中之条町も中山間といいますか農業地 帶、林業地帯であります。薬草とか山菜とか、 そういうたの産業を盛り立てて農業が振興し ているさまを見させていただきました。</p> <p>まず第一に、きょうは、小済総理が五月の七日 の本会議で、これまでの農政あるいは今の農業の 実態、日本の経済社会の大変化といふ表現 で、今日の農業あるいは農村をとらえておる答弁 をされておるわけでありますけれども、総理の率 直な、地元の農業あるいは農村の実態も含めて、 今の日本の農業に対して総理のお言葉はどういっ</p>
<p>た。今日まで、たまたま出身地が中山間農業地域 であったなどいうこともこれあり、米を中心とした 農業から選択的拡大といふことで、私ども の地元でも、畜産を始め、また果樹その他が大変 導入をされまして、農家所得の向上に大きな利益 をもたらしてまいりました。</p> <p>が、しかし、あれからはや時もたちまして、今 日、こうして新しい農業基本法、特に農業のみな らず、農村、食料、こうした課題に取り組まれ て、こうして御審議をいただいておるわけで あります。鉢呂吉雄君。</p> <p>○鉢呂委員 民主党的鉢呂吉雄でございます。</p> <p>新しい食料・農業・農村基本法ということで、 この農水委員会で三十時間を超える審議を経まし て、きょうは締めくくり総括的な質疑といふこと で小済総理の御出席をいただいたところでござい ます。</p> <p>私も六時間余り、ここで中川農水大臣に御質問 をさせていただきましたので、きょうは総括的 な、この間の質疑を踏まえた質問をして、総理の 御答弁をいただきたいと思います。</p> <p>昨年、国鉄林野改革法案、総理にも御答弁に 立つていただきまして、私からも、総理の出身地 であります群馬県の中之条町を視察したその經 緯、特にあのときは国有林野を調査したのですけ れども、中之条町も中山間といいますか農業地 帶、林業地帯であります。薬草とか山菜とか、 そういうたの産業を盛り立てて農業が振興し ているさまを見させていただきました。</p> <p>まず第一に、きょうは、小済総理が五月の七日 の本会議で、これまでの農政あるいは今の農業の 実態、日本の経済社会の大変化といふ表現 で、今日の農業あるいは農村をとらえておる答弁 をされておるわけでありますけれども、総理の率 直な、地元の農業あるいは農村の実態も含めて、 今の日本の農業に対して総理のお言葉はどういっ</p>

からスタートさせていただく新しい基本法のもとに諸施策が十分講ぜられることによって、安心のできる二十一世紀の食料、農業、農村の体制が整うことなどがぜひ必要である、こういう認識で対処してまいりたいと思つております。

○鉢呂委員 危機的状況と反省を踏まえてと、大変率直な御答弁をありがとうございます。

そこで、自給率の低下ということが言われておるわけでありまして、総理、資料を若干私の方で言いますけれども、十年単位で見ますと、昭和四十年代は先ほど言いました七三%の自給率が、急速に約二〇%下がつて五四%になりました。昭和五十年代は五四%だったものが、十年間を経た六十年、五一%、二%しか下がつておりません。そして、昭和六十年代から今日まで、五一%から四一%と非常に顕著な傾向を示しておりますのであります。

昭和四十年代といいますと、政府がたびたび述べておりますように、日本人の食生活が大きく変化をしたということに相応であります。

ところが、昭和五十年代、この十年間で二%。品目別にでも、例えば砂糖は、沖縄と北海道でピートとかサトウキビを生産していますけれども、逆に一五%から三三%，肉類も七七%から八一%，小麦も四%から一四%，牛乳、乳製品も八一%から八五%と、この五十年代をむしろいろいろなものが持ちこたえておる。これはある面では、農政が国内の価格を支持する、高度経済成長もありました、それを横ににらみながら価格を維持する、そういう農政をやつてきて、ある面では日本農業が持ちこたえた嫌いがありました。

しかし、昭和六十年代は、今言つたように、まさに今、現時点、私も議員になつて九年を過ぎましたけれども、私自身がなつてからずつと着実に一%ずつ下がつてきておるのであります。今も下がつておる現状でござります。

中身を見ますと、單にこれは輸入農産物、新しい農産物がふえたということではなくて、日本の伝統的な農産物、例えば野菜なんかも九五から八六

に自給率は下がつています。夏でも、今の日本の出荷時期に当たるグリーン・スパラなんかがアメリカから輸入されておるという実態です。あるいは魚介類も九六%から七二%，果実も七七%から五三%と、伝統的な日本の食生活上の日本ができるだけあります。

これは総理も御案内とのおり、あの農産物十二品目のパネル報告ですと牛肉・オレンジの自由化ですとか、あるいはガット・ウルグアイ・ラウンドにおける米を初めとするあらゆる国境措置が取つ払われる。そして今日、ことし米の関税化が始まると、まさに、輸入農産物というよりも、国境措置が低くなつたことによって国内の農業生産の競争力が失われて、いわゆる国内供給力が全く崩壊をして、そのことによつて、輸入がそのすき間を埋める。

農水省は、食生活が大きく変化をして、我が国農業生産を補う形で輸入が増加した、このように言つておりますけれども、実際にはそうとも言えない面が、いろいろな要素はありますけれども、全体的に見たときは、やはりそういう農産物の輸入自由化という流れが今日のこのようないくつかの問題をもたらしてきたとおもいます。

最近十年間の自給率の低下をもたらしてきたとおもつてもよいと思つております。

このような認識について、総理として同じ認識をいたしておるかどうか、御答弁をいただければと思います。

○小淵内閣総理大臣 昭和六十年以降の食料自給率の低下の要因といたしまして、米の消費の減少、畜産物や油脂の消費の増加等の食生活の変化が継続していることに加えまして、小麦、大豆、魚介類等の国内生産の減少が挙げられるに認識をいたしておるわけでございます。

自給率の向上あるいは国内農業生産の増大といふ、今、各党の協議も踏まえて、修正の方向でなされようとしておりますけれども、これとて農水大臣も、一定の国境措置のものでという言及を必ずしながら国内農政について御答弁をいただいておるわけでありますけれども、肝心の国際貿易ルールを決める次期WTO交渉、このことについて、総理としてどのような態度で臨むか。

もう既にアメリカ等は国内支持政策を急激に減らさせ、WTO協定期間では二〇%削減というものをもつと七〇%以上削減するということで、輸

そういうプレッシャーがかかるておるのでは

ないかというふうに認識をいたしておるわけでござります。

それと同時に、日本も国際社会の中で生きしていく上に、国内における生産の確保と同時に、そうした外国からのいろいろなプレッシャー

というのも受けながら、いかにこれを調整していかかというところも農政の一つのポイントであつたというふうに考えております。

直接これは食料ではありませんけれども、私も長い間、蚕糸問題を取り組んでまいりまして、この日本の生糸生産、養蚕のあり方等について、随分外国との関係に苦慮してきましたことを思い起こしておるわけでございますが、そういう中で、この

いう苦心の中で生まれてきた数字であるというふうに認識をいたしております。

基本的に、できる限り国内の生産を確実なものにしつづけなければならぬかと思ひます

が、冒頭申し上げましたように、食生活の変化等によりまして、国民の求めるものはそうした輸入をさらに増加させてきたという原因も否定し得ないものでないかと考えております。

○鉢呂委員 そういう意味では、農産物における国際貿易、これは極めて重要な課題でありますし、これからこの新しい基本法に基づく農政も、農産物貿易ルールをどのようにものにしていくかということは極めて重要な課題であると思ひます。

自給率の向上あるいは国内農業生産の増大といふ、今、各党の協議も踏まえて、修正の方向でなされようとしておりますけれども、これとて農水大臣も、一定の国境措置のものでという言及を必ずしながら国内農政について御答弁をいただいておるわけでありますけれども、肝心の国際貿易ルールを決める次期WTO交渉、このことについて、総理としてどのような態度で臨むか。

もう既にアメリカ等は国内支持政策を急激に減らさせ、WTO協定期間では二〇%削減というも

出補助金も削減しようあるいは関税率も大幅に引き下げようというふうなことを既にアメリカの農務長官等は言及しておるわけであります。今、総理も、六月のケルン・サミット、あるいはまた十一月にはWTOの閣僚会議が予定をされておりますけれども、これに臨む日本の政府としての基本的な考え方について、総理の御所見をいただきたい

と思います。

○小淵内閣総理大臣 来年の年初に開始をされま

すWTO次期農業交渉に当たりましては、二十一世紀の我が国農業を担う農業者が明るい展望を持つて農業に取り組むことのできるような交渉結果を得する必要があると考えております。

政府といたしましては、WTO閣僚会議等の各種の国際会議に臨むに当たりましては、このようないい趣旨の御答弁だったと思ひます。それ

い展望の持てる、そういう交渉結果を生み出したいともどないかと考えております。

○鉢呂委員 総理、今の御答弁は、農業者が明るい展望の持てる、そういう交渉結果を生み出したいという趣旨の御答弁だったと思ひます。それは、いろいろなところで決めて今読んだ形になりますけれども、もつと、日本政府としての考え方のとて、関係省庁一体となつて対処いたしてまいりたい、こう考えております。

○鉢呂委員 総理、今の御答弁は、農業者が明るい展望の持てる、そういう交渉結果を生み出したいともどないかと考えております。

今農水省では、このWTO農業交渉における対応の基本的な考え方、中間的なまとめをして、さ

まざらんでありますけれども、外國に対しても送る必要があるのではないか。

今農水省では、このWTO農業交渉における対応の基本的な考え方、中間的なまとめをして、さ

まざらんでありますけれども、外國に対しても送る必要があるのではないか。

あるいは国内の農業政策の円滑な実施等が十分配慮される、十分な配慮というような表現です。あるいは、輸出補助金との関係で、輸入国と輸出国のバランスというようなことで、極めてあいまいな方針であります。

米の関税化を踏まえた意味は、WTO農業交渉

<p>においては、日本は同じラインから出発して粘り強い交渉をしていくということになりますから、やはり、国境措置をどのように決めるかというのは極めて重要な点ですから、もつと日本政府としての明確な姿勢というもの示すことが必要じゃないか。そのことによつてしか、国民的な合意も、内閣としてのリーダーシップもあるいはそれを背景とした国際農業交渉もできないのではないか。そういう意味で、総理の決意をお伺いしたいのであります。</p>
<p>○中川国務大臣 いずれ総理から御決意はあると思いますが、その作業を今やつておる最中でござります。今、基本的な考え方があいまいではないかと。これはもう骨子の骨子みたいなものでございまして、それを今肉づけをして、当委員会を初め国民各層の皆さん方の御意見をいただいて、政府部内統一をいたしまして、そして総理の最終的な御指示をいただいて次期交渉に臨むわけでございます。</p>
<p>今回は、国民的な合意のもとで、先ほど、どこの国のだれだれが日本に対し文句を言つたというようなお話をありましたけれども、我が国は、逆に、輸出国を初めほかの国に対しても我が国の立場を主張し、また、ほかの国に対しても我が国の意見を積極的に言つて、我が国の主張を最大限実現し、日本の食料、国産の供給を基本とした体制をつくっていく、その國論づくりの今最後でございます。いずれ近いうちに、総理御自身の口から、我が国の対処方針はつきり申し上げることができます。現在作業中でございまして、きょうの私の答弁で、ある意味では抽象的、こういうふうにお読み取りかもしれませんけれども、私も、基本的には、昨年のAPECのときに、これは林産物や魚の問題ではございましたけれども、それなりに我が国の立場を主張させていただいてまいりました。</p>
<p>○小淵内閣総理大臣 鈴昌委員の御指摘で、先ほどの私の答弁で、ある意味では抽象的、こういうふうにお読み取りかもしれませんけれども、私は農業の問題でございましたけれども、これまで農業の声として出ておるわけであります。それなりに我が国の立場を主張させていただいてまいりました。</p>
<p>WTO全体の問題でございますけれども、今中川大臣が御答弁申し上げましたように、現在政府部内で検討いたしております。したがいまして、そうしたこととともにいたしまして、先ほどの御答弁では、あるいは十分私の意のあることが伝わらなかつたかもしれないけれども、日本の農業者の立場というものをきちんと守つて、我が国の国益を背景にして十分対処いたしていきたい、こう申し上げさせていただく次第でございます。</p> <p>○鈴昌委員 地方、中央公聴会、三カ所で行つたわけでありますけれども、いずれも、農業者あるいは消費者団体の皆さんも、現行のこの食料、農業、農村といふものを危機的な状況で見ております。</p> <p>特に、專業的な農業経営者からは、価格政策といふものは消費費を市場運動型のものに移行するということで、既に、総理も御案内のとおり、米については、自主流通米ということで、一定の政府の買い入れ等はしましますけれども、自主流通米の世界では価格は自由になる。その価格の著しい下落に対しては、経営安定対策という形で、農家と政府が資金を出し合つた中から補てんをするという制度を発足させておるわけであります。</p> <p>若干個別の課題になりますけれども、これはこれまでの政策を全面的に百八十度転換するものであります。しかし、同時に、価格を市場にゆだねるということは、農産物でありますから、価格の暴騰、暴落というものも出てくるわけであります。</p> <p>専業的な農業経営はそれだけで所得を得るという農家でありますから、その価格の変動を緩和するための所得補償政策というものがヨーロッパ等であります。しかしながら、これがきちんととした価格政策にかかる所得補償政策と並んで、いざいざ問題を終わらせていただきたいと思います。</p> <p>○鈴昌委員 時間が来ましたので終わりますけれども、いずれにしても、大きな、新しい食料・農業・農村基本法に踏み出すわけですから、政府が一体となつてこの日本の危機的な状況に対応していくよう、また、内閣総理大臣として、WTOのこの農業交渉に指導的な役割を果たしていくだけよう心からお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。</p> <p>○鈴昌委員長 次に、宮地正介君。</p> <p>○宮地委員 きょうは、内閣総理大臣、大変御多忙の中、当農林水産委員会に御出席をいただきまして、當農林水産委員会に御出席をいただきまして、総括質疑に対応していただき、敬意を表しました。</p> <p>新農業基本法の問題に入る前に、大変重大な問題が起きておりますので、最初に一、二点、總理に確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>昨日、総務庁の労働力調査によると、男性の失業率が五%、平均四、八%、こういう大変な、最悪の今の雇用実態が発表されました。まさにこれは、三百四十万人を超える完全失業者が我が国に今いるという発表でございます。これは、国民の生活権が脅かされる大変重大な事態に今我が国は陥っている、国会、内閣、政府が挙げてスピーディーにこの問題に対応していかないと大変な危機的な状態になるんではないかと私は危惧をしているわけでございます。</p> <p>○小淵内閣総理大臣 今後の農業生産におきまして、需要に即した生産の展開を促していくことが重要でありまして、農産物の価格が需給事情や品質評価を適切に反映して形成されるよう価格政策の見直しを行つていく考えであります。</p> <p>その際、価格政策の見直しに伴う価格変動が農業経営に及ぼす影響を緩和するための経営安定対策を講ずることいたしておりますが、現在、各品目別に、その生産、流通状況等を踏まえつつ、具体的な検討が進められておるところだと考えております。</p> <p>○鈴昌委員 時間が来ましたので終りますけれども、いずれにしても、大きな、新しい食料・農業・農村基本法に踏み出すわけですから、政府が一体となつてこの日本の危機的な状況に対応していくよう、また、内閣総理大臣として、WTOのこの農業交渉に指導的な役割を果たしていくだけよう心からお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。</p> <p>○鈴昌委員長 次に、宮地正介君。</p> <p>○宮地委員 きょうは、内閣総理大臣、大変御多忙の中、当農林水産委員会に御出席をいただきまして、総括質疑に対応していただき、敬意を表しました。</p> <p>新農業基本法の問題に入る前に、大変重大な問題が起きておりますので、最初に一、二点、總理に確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>昨日、総務庁の労働力調査によると、男性の失業率が五%、平均四、八%、こういう大変な、最悪の今の雇用実態が発表されました。まさにこれは、三百四十万人を超える完全失業者が我が国に今いるという発表でございます。これは、国民の生活権が脅かされる大変重大な事態に今我が国は陥っている、国会、内閣、政府が挙げてスピーディーにこの問題に対応していかないと大変な危機的な状態になるんではないかと私は危惧をしているわけでございます。</p> <p>○小淵内閣総理大臣 今後、雇用対策といいますか雇用問題は、現下、政府の最大政治課題であるというふうな認識をいたしており、本問題については、宮地委員御指摘のように、政府、民間、また当然国会を挙げていろいろな対策について検討させていただいているわけでございますので、政府といつても、この問題に絞つてこれから大いに検討し、その対策を講じていかなきやならぬといふふうに思つております。</p> <p>今日、メディアも五%という数字を示しておるわけでございまして、これは、男女平均、合わせますと四、八ということではありますけれども、主要な労働力となつております男子においてそのような数字が出たということを、厳しくこれは見詰めていかなきやならないと思つております。</p> <p>そこで、早速、雇用対策につきまして、昨日も雇用対策に絞つた閣僚懇談会を開きましたし、活発に議論をいたしておりますところでございますが、六月十一日にこれを取りまとめいたしまして、内閣として総力をあげて取り組んでいく諸施策につきましても、具体的に問題を絞つて逐次対応していく必要があります。こういうふうに考えておりま</p>

二

は、これはなかなか企業も持ちこたえられない、
さすれば、外に出てこれが具体的な数字としての
この失業率になるということでございまして、こ
の問題については大変憂慮いたしますと同時に、

さらに真剣に取り組むべき課題だと心得て、政府を挙げて最善の努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

○宮地委員 この問題の大変に重要な問題は、構造的な、質的な変化が起きているということでもあります。依頼退職など自発的な離職を、リストラ

と言われる解雇とか倒産とかリストラ、これが回ってきており、質的変化が起きている、そして三百四十二万人という大変な事態である。この根柢

底には、やはり景気の問題があると思います。
総理は、来年の三月まで、今年度、〇・五%の
景気を上回る、そういうことで十五カ月予算を細

まれました。しかし、いまだにこの景気は低迷を示している。ここに最大の原因があるわけでございまますから、さらにこの景気を上乗せするスピーチ

ディーな対策が求められていると私は思います。それはまさに、单刀直入に言うならば、新たな大型補正予算を準備する、そういう段階に来ていい

ることの兆候ではないか、私はこう考えているわけですが、総理はこの点について重大な意識を持つて取り組もうとされているのかどうか、この

点について確認をしておきたいと思います。
○小渕内閣総理大臣 景気に対しての、これをいかに対処すべきかということはもう宮地委員御指

摘要のとおりでございまして、さすれば、昨年来二十七兆円に及ぶところの緊急経済対策を講じ、お話をありましたように、予算につきましても、本

年一一三月も含めまして十五カ月予算という形でかなり大型の予算を編成し、これを国会でお認めいただきて、現在執行をしておるさなかであります。

したがいまして、その成果につきまして、四十一六におきましてどのような数字が出てまいりますか、現在それを見詰めておるところではございまして、それから伸長するけれども、切れ目なく経済がこれから伸びます。

ことによりまして、ぜひ、その目標でありますところの、この十一年度、〇・五%プラス成長へ向けてあらゆる策を講じていかなければならぬということは当然なことだというふうに考えておるところでございます。が、しかし、現在、どのような状況になるかにつきましてはまだ定かにならない点もござります。

いずれにしても、二年間のマイナス成長を乗り越えて、ぜひ十一年度にはプラス成長になりますようにということで今最善の努力をいたしておりますところでございますし、また、おかげさまで予算につきましても、三月の早い時期にこれを通過させていただくことによりまして、確かに公共事業等につきましては、四月一日から直ちに実行のできるような措置を講じておりますので、その進捗率は非常に高まっております。この点について、いわゆる識者の方からいいますと、公共事業を既に早々と執行いたしておりますので、これが怠りが続くかというような指摘もござりまするけれども、ほかの購買力というような問題につきましても、消費の動向も、楽觀は許しませんけれども、昨今、若干財布のひもも緩められつつあって、消費についても、先行き、若干望ましい方向に進んでいくのではないかというような状況でござります。

長くなりまして恐縮でございますから、御質問の趣旨でございました大型の補正予算をつくるかどうかというような問題については、現時点でことは、これはお答えすることは大変難しうございまして、何としてもこの四一六、そして願わくば、夏その他におきましてもさらにも消費が伸びることによりまして、住宅問題、これに対する国民の要望の高さと相呼応して、現下の状況を厳しく見詰めつつ、さらなる努力を講じていかなきやならないというのが今申し上げられる御答弁のすべてでございます。

○宮地委員 この問題は、また予算委員会等で徹底して審議を行いたいと思いますが、緊急的な危機的な状態に今陥っているという認識をお持ちのことでございます。

上、スピード一な、タイミングのいい雇用対策をぜひ期待したいと思います。

法は、先ほどから總理の御發言がありますように、現行の農業基本法が昭和三十六年に制定され以来、三十八年ぶりの抜本的な新法の審議に

入っているわけであります。この新農業基本法、二十一世紀に向けての我が国の食料、農業、農村の再生を目指す重大な、まさに農業の憲法をつく

るわけであります。

をさらに一步魂を入れたい、こういう決意で修正に臨みました。幸い、共産党を除く各党が修正に合意をいたしまして、本日の採決の前に共同修正

案が提案をされるわけですが、その一つの大きな柱は、自給率の向上を明記するということでありります。そして、もう一つは、今回の新法の中で五

年ごとに見直しをされる基本計画、これをいわゆる国民に公表するだけではなくして、国会に報告を義務づける。まさに国会も報告を受けるとい

うことは、責任を持つことだと思います。そして、今後、国の生産というものは基本的には増大をしていく、右上がりの方向に持っていく。ま

さにこれは自給率向上と合致をする。こういう二つの修正を今回することになつたわけあります。

まず、この修正案について、中川大臣、總理、今後どのように誠実に履行する考えなのか、決意と抱負を確認しておきたいと思います。

○中川国務大臣 三十数時間を超える御議論の中で絞られたポイントの三点が、今先生から御指摘のありました国内生産の増大を図ることを基本と

し、それから十五条で自給率の向上を目指さ
らには国会報告とともに公表という三点、この修
正案が、宮地先生を初め理事、委員の先生方で当

委員会で合意がなされ、後ほど提案されると
うことでござります。
もともとそういう趣旨であるということで御理
解をいただきたいという答弁をさせていただいて

○小淵内閣総理大臣 政府原案に對しまして、
今、宮地先生から修正部分についての御紹介を改
めさせていただいいたしました。

内容につきましては、今、中川農水大臣が、こ
れを評価といいますか、十分この院における、當
委員会における修正につきましては、段々の過程
を承知しておる担当大臣が今御答弁されました。
私といたしましては、各党間の協議によりまし
て共同修正案が提出される運びとなりましたこと
は、今の御説明で承知をするところでございま
す。私といたしましても、このことをしつかりと
受けとめまして、共同修正案が採択されるという
ことになりました場合には、これに誠実に対応し
てまいりたい、こう考えております。

○宮地委員 そこで、きょうは、総理、この中の
やはり非常に重大な問題の一つが、食料自給率の
向上という問題であります。

これについては、御承知のように、穀物自給率
は現状は二八%に落ち込んでおります。カロリー一
ベースも、現在の農業基本法がつくられた昭和三
十六年、総理が当選された昭和三十八年ごろは七
九%あつたわけであります。それが今、四一%ま
で、ちょうど年々一%ずつ落ちて、三八%落ちた
わけです。これはまさに、私は大変な危機的な状
況にあると思つております。

ところが、農業の生産者は非常な技術革新、合
理化を進めて、生産性は上がつてゐる。この中
で、なぜこうした自給率が落ち込んだか。最大の
問題は、国民の食生活の大きな変化であります。
あるいは米離れ、パンあるいは牛肉など肉に、こ
うなりますと、いわゆる生産段階で、農水省

<p>主導で生産者にいろいろと御苦労いただきております。しかし、この自給率の向上という問題は、生産だけではもう達成できない。生産から消費あるいは流通、加工段階、そして何といつても国民の理解と合意という、新しい食生活の変化、そのニーズに、我々国会なり政府なり内閣がどう今後取り組むかということが大変大きな問題です。</p> <p>私は、中川農林水産大臣、農水省を基軸として内閣が関係閣僚会議などを開いて、経済企画庁なら消費者生活の問題、教育の問題、学校給食の問題なら文部省、食品の安全、品質、こうしたチェックは厚生省広く関係省庁にまたがって総力を挙げて初めてこの自給率の向上という問題が私は一步前進をすると考えているわけであります。</p>	<p>そういう意味合いにおきまして、今回、この法律で基本計画をつくり、自給率の目標を立て、さらに実効ある政策を打ち出していきます。私は、そういう中において、総理大臣がリーダーシップをとつて、でき得れば、内閣の中に食料問題の僚懇談会を設置するなり、あるいは、現在内閣に設置されている危機管理室に、今、軍事とか災害がその中にありますが、食料問題もやはりこの危機管理の対策室に入れるなど、何らかのそうした機構改革なり、何らかの内閣挙げての機能する会議を設置するべきではないか、こう提言するわけでございますが、総理大臣の決意なりお考へを伺いたいと思います。</p> <p>○小淵内閣総理大臣 委員が、極めて重要な課題として、政府としても、食料安堵という観点に立つて、内閣でこうした問題を取り上げて具体的な検討の部署を考慮しろというお考へと承りましたが、極めて重要なことと心得ております。</p> <p>現在、農水省を中心にいたしまして最善の努力をいたしておりますが、あわせまうような問題につきましては、国政の重要な課題の一つとして認識をいたしておりますので、内閣を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。</p>
<p>○宮地委員 食料自給率の向上について、政府が策定する基本計画の中で、目標数値とともに総合的、計画的に講すべき施策について定め、政府が責任を持つて取り組んでいくことを明らかにしておりますが、改めて、国政の最重要課題と認識しております。</p> <p>内閣を挙げて取り組んでまいりますが、その内閣においてどのような部署でどうしたらいいかと時間を持ちます。冒頭申し上げましたように、認識は全く私は等しくするものだらうと思いまして、国家安全保障というものはもちろん、先般ガイドラインの法案を通していただきましたが、そうした意味での軍事的な問題もさることながら、人間の命を維持するための食料という問題に対する認識につきましては、私は同等の考へをもつて対処すべき課題であると認識をいたしております。いずれのところにどのようなことの機關を設けるべきかにつきましては、さらにひとつ検討させていただきたい、こう考えております。</p> <p>○宮地委員 食料安全保障という観点からの認識においては、私は総理と一致したと考えております。具体的なこれから対策の中身については、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うわけであります。</p> <p>もう一つ重大な問題は、今案の中において初めて中山間地域対策としてデカッピング制の導入をするということになります。まさにEU諸国におけるデカッピング制を参考にしながら、我が国において初めて中山間地域の農業者に対していわゆる直接支払いという所得補償政策を導入するわけであります。私は、この制度の導入において、きょう総理に申し上げたいのは財源問題であるわけあります。私は、この制度の導入において、単にそこに生活する方々の生活権を保障するということではなくて、日本全体の国土のあり方等極めて重要なことであり、国民的理解を得ませんと、単にそこに生活する方々の生活権を保障する</p>	<p>あります。それでは、果たして本来のこの制度を実効あるものにできるかどうか。やはりこの際、新たなる財源措置についても、内閣挙げて食料自給率の向上に向けても頑張るという認識を今示されたわけでありますから、このデカッピング制度をさらに実効あるものにするために、財源については一つの枠を決めないで、政府、内閣として、しかるべき必要な財源は平成十一年度予算からきちっとこれはつくり上げていく、積み上げた結果としてつくり上げていく、私はこの決意が必要であろうと思いますが、内閣総理大臣として、この財源問題についてはどういうお考へをお持ちのか、お伺いをしておきたいと思います。</p> <p>○小淵内閣総理大臣 まず、その中山間地域帯に対するデカッピングの問題については、冒頭、私は、鉢呂議員にお答え申し上げましたが、私自身の住まい、選挙区がそういう地域でござりますから、非常に关心を深くしております。また、そういう意味で、スイスを初めとしたそれぞれの地域でのこれの前例となるものもいろいろ勉強させていただけております。</p> <p>そこで、今御指摘のように、予算のあり方について御提案を含めましてのお話をございました。現行予算編成の作業の中で、一義的には農水省の中でこれを処理するんだろうと思いますが、今、委員が具体的にどういう形というものをちょっとお聞きをいたしましたので、お答えが十分でないかと思いますけれども、いずれにしても、極めて重要なことであり、国民的理解を得ませんと、単にそこに生活する方々の生活権を保障する</p> <p>○宮地委員 きょうは時間が参りましたので、この程度で終わりますが、ぜひ、総理大臣、この新法は、二十一世紀に向けての我が国の農業の再生、そして我が国の農業生産者あるいは消費者、そして国民が希望と夢の持てる、そうした生きた法律にしていかなくてはなりません。政策、そして財源、そして国民の理解と合意が最も必要であります。どうか、この法律が施行になりましたら、小内閣挙げて早急にこの問題について取り組んでいただきたいことを強く要請して終わりたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>○穂積委員長 次に、中林よし子君。</p> <p>○中林委員 日本共産党の中林よし子でござります。</p> <p>今回の食料・農業・農村基本法案に対し最も重要な問題は、日本の食料自給率が四一%という極めて低いところに低下しているつまり、七千万人の食料は外国に依存する、この異常な状況からどう抜け出していくかということが問われています。そういうふうに思います。</p> <p>○穂積委員長 次に、中林よし子君。</p> <p>そのためには、日本農業の再構築、そして食料自給率を回復・向上させる。この異常な事態から抜け出していくことは、国民の生存にかかる重大な問題だと思います。と同時に、二十一世紀は世界的な食料危機、このように警鐘が鳴らされているもとでの我が国の中の国際的な責務でもあるというふうに考えます。問題なのは、この法律案が本当に食料自給率向上ができるかどうか、この点だというふうに思うわけです。</p> <p>総理、本法案で、政府が責任を持つ具体的な給付率の数値目標はいまだに示されておりません。もちろん、条文にも書き込まれておりません。だから、この審議を通じて、目標数値は一切今後の問題だということになつて、いるわけで、すべては基本計画に逃げ込まれております。そして、言わっていることは、消費者と農業者に指針を示すだけだと。これで本当に自給率が向上できるのか、その保証が本当にあるのか、その点についての総</p>

○小淵内閣総理大臣　自給率の問題について、数字について現在これが提起されておらないということであります。今この問題については検討しておりますので、いずれ、基本計画におきましておりまして、中川農水大臣のとて十分検討したことになりますが、今この問題については検討してこれが指し示されるものと考えております。

○中林委員　総理がそう言われるならば、ますます不安になつてくるわけですね。

だから、この法案の条文上では、基本計画でそれは決めるということになつていて、本当に小淵内閣挙げて自給率向上に向かうといふ、そういう総理の御決意といいましょうか、私はそういうものをお伺いしたかったわけでございます。実は、数値目標も非常に大切な目標で、それがなければすべての施策がそこに向かわないというふうに思うわけですけれども、同時に、私は、具体的な政策の中身、これも重要なだというふうに考えます。

今度のこの食料・農業・農村基本法案は、九二年にスタートした新農政、新しい食料・農業・農村政策の方向、それがまず中核になつて今回つくられております。この新政策の論議のときにも、当時、自給率が四六%ということで、自給率をもうこれ以上下げない、歯どめをかけるんだということで大問題になりました。実は、この新政策が四年にスタートする少し前の平成二年、一九九〇年でありますけれども、一月の閣議決定で、二〇〇〇年には五〇%の自給率にするんだ、そのためにはこの平成四年にスタートした新政策を実施すれば、五〇%目標は達成できるんだ、こういうふうに言い切つているわけです。ところが、それからどんどんまた低下をして、今や四一%にまでなりました。

先ほど、総理に質問する前に実は大臣にも質問してきたわけですが、この新政策がスタートしてから以降、食料自給率がなぜこんなにまでこの新政策を論議していた自給率低下の原因、そしてこれが同じように繰り返されたにすぎませんでし

た。そうであるならば、私は、もうこの新政策そのものの政策が今日時点で破綻したと言つても決して過言ではないと思うわけですね。

あなた方が新政策で、自給率を上げる、もう歯どめをかけるんだ、こう言い切つてゐるにもかかわらず、それを中核とするようなこの新しい農業基本法案で本当に自給率が引き上げられる、總理、その担保は一体どこにあるんでしようか。

○中川国務大臣 先ほどから新政策のお話をずっと、私のときにも御質問がありましたが、確かに、見通し、今後の食料自給率の見通しといふものがありまして、その見通しを、諸般の情勢によつて達成できなかつたことは事実であります。

しかし、その新政策に基づく見通しというものを、現行農業基本法のもとでの新政策における見通しを、今それを前提にしてこの先どうなんだという議論は、まさに、基本法から、新しい食料・農業・農村基本法という国民全体が極めてかかわりのある法律を基本法としてつづって、みんなで自給率を設定して、政府の責任のもとでみんなで実現をしていきましょうという全く新しい概念のもとで今回自給率を設定するわけでござりますから、現行法時代の新政策というものはこれから議論の前提にはならないということを御理解いただきたいと思います。

○中林委員 総理も同じ認識でしようか。

○小淵内閣総理大臣 今中川大臣がお答えを申し上げたとおりでございます。

○中林委員 この新政策スタートに当たつて、実的につめていくならば自給率低下に歙どめがかかり、そして二〇〇〇年には自給率五〇%に行くくらいに歙どめをかけなければならない、したがつて規模拡大をして、そして日本の農業を集約化した。米の消費が落ち込んでいる、食べてもらわぬたきやいけない、みんなが朝御飯一杯ずつ食べてもららうならばそれで上がるんだみたいな話も当時ありました。論議の中で、政府の答弁の中で出てきておりま

す。今も同じことをおっしゃっている。しかも、今回の新しい農業基本法のいわば中核には新農政が据わっているわけですよ。

新農政がこの中核に据わっているということは間違ひありませんね。

○中川国務大臣 現行農業基本法のもとで新農政があり、そして新農政のもとで食料の需給の見通しを立てることで五〇%を目標にということが正確な説明だと思います。

今回は、新しい基本法のもとで、政府が責任を持つて、生産者あるいは消費者、国民全体がそれぞれ協力し合って、消費者の方々も、食べ残いや日本型食生活の普及といった問題も含めて、新たにことも含めて、みんなで協力をして国产の農業生産を、あるいは漁業生産物もそうでござりますけれども、国产物を中心にして自給率を上げていこう、それが国民にとって安全と安心のものであるという大前提がこの法律にあるわけでございますから、基盤の枠組みというものが新たなものに変わったという前提での御議論でないと、過去の十年前の議論と全く同じだとか達成できないといふことは、私は意味のない議論だと思います。

○中林委員 反省すべきは反省するともおっしゃいました。自給率の低下の原因、政府は何をしなければならないかといつたその方針、これがずっと一貫して繰り返し出でてきて、今度の新しい農業基本法案がその反省の上に立つて、私は、食料の自給率がこれなら上がるよというものが出てくることを期待しておりましたが、残念ながらそれが見受けられないから言つてゐるんです。

そこで、私は、今度の新農業基本法案の最大の特徴、これは何かと見ましたら、食料供給に輸入という言葉が入つたことだ、こういうふうに思つたわけです。第二条第二項で輸入義務が盛り込まれて、第十八条で、輸入のために必要な施策を講ずる、農産物輸入に一段と拍車をかけていく、そういう方向づけがなされました。私どもは、こういうことではますます食料の自給率低下を招きかわらないと思うわけです。

ウルグアイ・ラウンド交渉を前にしたとき、平成三年一月十四日の当委員会で、日本共産党的藤田スミ議員の質問に、当時近藤農水大臣でしょけれども、米の自由化というものと自給率というものは大変大きな関係があり、それゆえに自由化はできないという主張を貫いているわけですが、大変強い主張をなさつたわけです。

総理、本当に食料の自給率を高める、それがこの法案の中に展開されているんだ、そうおっしゃるならば、私は、この輸入義務規定、ここを転換する必要があると考えます。そのためには、この四月一日から実施している米の関税化の撤回、そしてWTO協定の改定、これをすべきだと考えるわけですから、国の基本姿勢にかかる問題ですので、総理の答弁を求めます。

○小淵内閣総理大臣　今回の関税措置への切りかえに当たりまして、WTO農業協定の規定に従つて適切に二次税率を設定しているところであります。そして、当該一次税率のとどで、米の輸入が急増し、国産米の需給や自給率に影響が出てくるとは考えておりません。このことからも、米の関税措置への切りかえを中止する考えはございません。

○中林委員　ウルグアイ・ラウンド交渉でWTO協定を結んでそこに組み込まれた日本政府の卑屈さというものが、今、私は総理の答弁ではつきりしたと思うんです。

実は、それまでの政府の対応というのは、関税化というのは、必ずそれは引き下がっていく、これは自由化につながっていくものだということです、頑としてそれは引き受けない、受け入れないという態度でずっと臨まれておりました。現に、実は一九九六年に農水大臣の私の諸問題機関で農業基本法に関する研究会というのが報告を出してしまったのですが、「農産物輸入の増加は、自給率を一貫して低下させるとともに、農業総生産の増大の実現を制約する等国内農業が発展していく上で大きな影響を与えた」このように報告しているわけです。政府側の報告なんですね。

そういうもとで、私は、米の関税化の撤回もし

ない、WTO協定の改正もしない、こういう立場では本当に輸入増加に一層拍車がかかり、自給率低下を招きかねないということを申し上げておきたいと思います。

もう一方、自給率を引き上げるために大切な問題は国内生産の増大だ、このように思います。その点では、私、総理とそんなに意見は違わないと思うんです。農家の人たちが今息子には跡を継がせられないとか、本当に農業の先行きに大変不安だということで展望を失っている人たちの声を私はたくさん聞いております。

農業生産増大の決め手は、価格政策と所得補償、そして家族経営を本当に今の農業の中心に据えるという政策、ここだと思いますですね。

現行の基本法の政策目標としては、農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むこと、こう掲げて、農産物価格については農業所得の確保を明記している。その現行農業基本法と比べても、今度の新農基法案は市場原理を持ち込んだということで、私は決定的な後退につながると思います。だれに聞いても、農業は市場原理にはなじまない、こういうことを言うわけです。

○中川国務大臣 今度の基本法で市場原理、先ほどは市場原理万能というお言葉をお使いになつておりましたが、市場原理という言葉は三十条の中には出でこないわけでござります。

国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずる、その場合に、農業経営に対し影響がある場合には必要な施策を講ずるということでございまして、一般論として、ほかの商品のように市場原理が全く適用されるべき分野でないということ

は、私も農産物に関してはそう思つております。

適切な国境管理、そしてまた三十条でも今回、消費者と生産者、消費者が欲しいものを生産者がつくる。あるいは生産者がつくったものを消費者が

が、国産のものを感謝して食べたり使つたりすれば、ございまして、その間に価格変動が起きる可能性がある。その場合には影響を及ぼさないような措置をとることでございまして、市場原

理万能ではないということを御理解いただきたいと思います。

○中林委員 大臣と私はこれまで随分議論をしてきて、きょうは総理と論議したいということですが、総理に対して質問を行つてあるわけです。だから、農水大臣のお考えはもうこれまでもたくさん聞いてまいりました。

そこで私は、農水大臣が、いや、これは市場原理万能じゃないんだよ、ちゃんと価格補償、そういう必要があるならばやるんだよとおっしゃつた

なれば、ぜひそれを強めにいただきたいと思うのです。

これは総理にぜひ聞いてほしいのです。例えば北海道の農業は、日本人が食べる食料の、カロリーの二六%を供給している、こういう非常に重

要な農業地です。政府の規模拡大にずっと忠実に従つて、いわば政府の優等生と言われるような、そういう規模拡大を進めてきました。耕地面積や飼育頭数、それはあえましたけれども、同時に膨

大な借金を抱えております。今離農が相次いでいる、こういうふうにも伝えられていて、国境措置などはあるいは価格支持制度、これを外されたの

ではもうやつていけないんだという切実な声を出しておられます。本法案で、規模拡大あるいは市

場原理の導入、あるいは輸入自由化の道、これはの道だつたけれども、この道を進んでいけば今度はがけつ縁に行くんだ、まさに農業崩壊に突き進みかねない、こういう非常に悲痛な声を上げておられます。

○前島委員 総理、御苦労さんでござります。

最初に、WTOに向けての政府の基本的な考え方、スタンス、決意を聞きたいと思います。

この二〇〇〇年から始まるWTO交渉、既にこの六月には始まり出すだらうと思います。そういう面では、このWTO次期農業交渉の行方が、今までの予算のあり方をまず考えてほしいという総理の御答弁もあつたわけですが、農林水産予算を見ると、公共事業費が今年度で五一・六%を占めている。所得や価格補償というのはわずか一〇%前後になつてゐるわけですね。

EUなどからも学ばなければならないといふ言葉もございました。

例えばイギリスでは、所得、価格補償が全体の予算の七割を占めている。フランスでは六・三%を占めている。ドイツでは五一・六%を占めている。私は、この価格や所得補償これが農林水産予算の過半を占めるべきだということを当然条文の中にも明記すべきだ、このように思うわけです。

けれども、総理のお考えをお聞かせください。

○小淵内閣総理大臣 農業予算につきましては、從来、農業関係予算全体につきまして、事業の効果や地域のニーズ等も勘案しつつ、必要な見直しを行い、新たな基本法の考えに沿つた予算編成をしていくことが重要であると考えております。

このような全体的な見直しの中で、市場原理を重視した価格形成の実現、価格政策の見直しに伴う経営安定対策の実施等に関する政策の推進につきましても所要の予算措置を講じてまいりたい、このように考えております。

○中林委員 質問時間が参りましたので終わりますけれども、本当に今度の法案が、輸出入国のバランスを欠いていると政府が言つてきたWTO農業協定に合わせたもので、それに対する敗北主義だととも、中央公聴会で、ある大学の先生が指摘されました。日本共産党は、本当に食料自給率が引き上がるよう、輸入を規制し、国内生産を維持するために価格支持制度をつくりとつくりつくり、そのために全力を擧げることを申し上げ、

政府もその立場に立つていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○穂積委員長 次に、前島秀行君。

そのためには、価格補償、所得補償という問題

で先ほども予算の話が出ておりましたけれども、少なくとも、それは第一的には、農林水産省の少なくとも、それは第一的には、農林水産省の

中での予算のあり方をまず考えてほしいという総理の御答弁もあつたわけですが、農林水産予算を見ると、公共事業費が今年度で五一・六%を占めている。所得や価格補償というのはわずか一〇%前後になつてゐるわけですね。

EUなどからも学ばなければならないといふ言葉もございました。

例えばイギリスでは、所得、価格補償が全体の予算の七割を占めている。フランスでは六・三%を占めている。ドイツでは五一・六%を占めている。私は、この価格や所得補償これが農林水産予算の過半を占めるべきだということを当然条文の中にも明記すべきだ、このように思うわけです。

けれども、総理のお考えをお聞かせください。

○小淵内閣総理大臣 農業予算につきましては、從来、農業関係予算全体につきまして、事業の効果や地域のニーズ等も勘案しつつ、必要な見直しを行い、新たな基本法の考えに沿つた予算編成をしていくことが重要であると考えております。

このような全体的な見直しの中で、市場原理を重視した価格形成の実現、価格政策の見直しに伴う経営安定対策の実施等に関する政策の推進につきましても所要の予算措置を講じてまいりたい、このように考えております。

○中林委員 質問時間が参りましたので終わりますけれども、本当に今度の法案が、輸出入国のバランスを欠いていると政府が言つてきたWTO農業協定に合わせたもので、それに対する敗北主義だととも、中央公聴会で、ある大学の先生が指摘されました。日本共産党は、本当に食料自給率が引き上がるよう、輸入を規制し、国内生産を維持するために価格支持制度をつくりとつくりつくり、そのために全力を擧げることを申し上げ、

政府もその立場に立つていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○穂積委員長 次に、前島秀行君。

そのためには、価格補償、所得補償という問題

で先ほども予算の話が出ておりましたけれども、少なくとも、それは第一的には、農林水産省の

中での予算のあり方をまず考えてほしいという総理の御答弁もあつたわけですが、農林水産予算を見ると、公共事業費が今年度で五一・六%を占めている。所得や価格補償というのはわずか一〇%前後になつてゐるわけですね。

EUなどからも学ばなければならないといふ言葉もございました。

例えばイギリスでは、所得、価格補償が全体の予算の七割を占めている。フランスでは六・三%を占めている。ドイツでは五一・六%を占めている。私は、この価格や所得補償これが農林水産予算の過半を占めるべきだということを当然条文の中にも明記すべきだ、このように思うわけです。

けれども、総理のお考えをお聞かせください。

○小淵内閣総理大臣 農業予算につきましては、從来、農業関係予算全体につきまして、事業の効果や地域のニーズ等も勘案しつつ、必要な見直しを行い、新たな基本法の考えに沿つた予算編成をしていくことが重要であると考えております。

このような全体的な見直しの中で、市場原理を重視した価格形成の実現、価格政策の見直しに伴う経営安定対策の実施等に関する政策の推進につきましても所要の予算措置を講じてまいりたい、このように考えております。

○中林委員 質問時間が参りましたので終わりますけれども、本当に今度の法案が、輸出入国のバランスを欠いていると政府が言つてきたWTO農業協定に合わせたもので、それに対する敗北主義だととも、中央公聴会で、ある大学の先生が指摘されました。日本共産党は、本当に食料自給率が引き上がるよう、輸入を規制し、国内生産を維持するために価格支持制度をつくりとつくりつくり、そのために全力を擧げることを申し上げ、

政府もその立場に立つていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○穂積委員長 次に、前島秀行君。

そのためには、価格補償、所得補償という問題

で先ほども予算の話が出ておりましたけれども、少なくとも、それは第一的には、農林水産省の

中での予算のあり方をまず考えてほしいという総理の御答弁もあつたわけですが、農林水産予算を見ると、公共事業費が今年度で五一・六%を占めている。所得や価格補償というのはわずか一〇%前後になつてゐるわけですね。

EUなどからも学ばなければならないといふ言葉もございました。

例えばイギリスでは、所得、価格補償が全体の予算の七割を占めている。フランスでは六・三%を占めている。ドイツでは五一・六%を占めている。私は、この価格や所得補償これが農林水産予算の過半を占めるべきだということを当然条文の中にも明記すべきだ、このように思うわけです。

けれども、総理のお考えをお聞かせください。

○小淵内閣総理大臣 農業予算につきましては、從来、農業関係予算全体につきまして、事業の効果や地域のニーズ等も勘案しつつ、必要な見直しを行い、新たな基本法の考えに沿つた予算編成をしていくことが重要であると考えております。

このような全体的な見直しの中で、市場原理を重視した価格形成の実現、価格政策の見直しに伴う経営安定対策の実施等に関する政策の推進につきましても所要の予算措置を講じてまいりたい、このように考えております。

○中林委員 質問時間が参りましたので終わりますけれども、本当に今度の法案が、輸出入国のバランスを欠いていると政府が言つてきたWTO農業協定に合わせたもので、それに対する敗北主義だととも、中央公聴会で、ある大学の先生が指摘されました。日本共産党は、本当に食料自給率が引き上がるよう、輸入を規制し、国内生産を維持するために価格支持制度をつくりとつくりつくり、そのために全力を擧げることを申し上げ、

政府もその立場に立つていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○穂積委員長 次に、前島秀行君。

そのためには、価格補償、所得補償という問題

で先ほども予算の話が出ておりましたけれども、少なくとも、それは第一的には、農林水産省の

中での予算のあり方をまず考えてほしいという総理の御答弁もあつたわけですが、農林水産予算を見ると、公共事業費が今年度で五一・六%を占めている。所得や価格補償というのはわずか一〇%前後になつてゐるわけですね。

EUなどからも学ばなければならないといふ言葉もございました。

例えばイギリスでは、所得、価格補償が全体の予算の七割を占めている。フランスでは六・三%を占めている。ドイツでは五一・六%を占めている。私は、この価格や所得補償これが農林水産予算の過半を占めるべきだということを当然条文の中にも明記すべきだ、このように思うわけです。

けれども、総理のお考えをお聞かせください。

○小淵内閣総理大臣 農業予算につきましては、從来、農業関係予算全体につきまして、事業の効果や地域のニーズ等も勘案しつつ、必要な見直しを行い、新たな基本法の考えに沿つた予算編成をしていくことが重要であると考えております。

このような全体的な見直しの中で、市場原理を重視した価格形成の実現、価格政策の見直しに伴う経営安定対策の実施等に関する政策の推進につきましても所要の予算措置を講じてまいりたい、このように考えております。

○中林委員 質問時間が参りましたので終わりますけれども、本当に今度の法案が、輸出入国のバランスを欠いていると政府が言つてきたWTO農業協定に合わせたもので、それに対する敗北主義だととも、中央公聴会で、ある大学の先生が指摘されました。日本共産党は、本当に食料自給率が引き上がるよう、輸入を規制し、国内生産を維持するために価格支持制度をつくりとつくりつくり、そのために全力を擧げることを申し上げ、

政府もその立場に立つていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○穂積委員長 次に、前島秀行君。

そのためには、価格補償、所得補償という問題

で先ほども予算の話が出ておりましたけれども、少なくとも、それは第一的には、農林水産省の

中での予算のあり方をまず考えてほしいという総理の御答弁もあつたわけですが、農林水産予算を見ると、公共事業費が今年度で五一・六%を占めている。所得や価格補償というのはわずか一〇%前後になつてゐるわけですね。

EUなどからも学ばなければならないといふ言葉もございました。

例えばイギリスでは、所得、価格補償が全体の予算の七割を占めている。フランスでは六・三%を占めている。ドイツでは五一・六%を占めている。私は、この価格や所得補償これが農林水産予算の過半を占めるべきだということを当然条文の中にも明記すべきだ、このように思うわけです。

けれども、総理のお考えをお聞かせください。

○小淵内閣総理大臣 農業予算につきましては、從来、農業関係予算全体につきまして、事業の効果や地域のニーズ等も勘案しつつ、必要な見直しを行い、新たな基本法の考えに沿つた予算編成をしていくことが重要であると考えております。

このような全体的な見直しの中で、市場原理を重視した価格形成の実現、価格政策の見直しに伴う経営安定対策の実施等に関する政策の推進につきましても所要の予算措置を講じてまいりたい、このように考えております。

○中林委員 質問時間が参りましたので終わりますけれども、本当に今度の法案が、輸出入国のバランスを欠いていると政府が言つてきたWTO農業協定に合わせたもので、それに対する敗北主義だととも、中央公聴会で、ある大学の先生が指摘されました。日本共産党は、本当に食料自給率が引き上がるよう、輸入を規制し、国内生産を維持するために価格支持制度をつくりとつくりつくり、そのために全力を擧げることを申し上げ、

政府もその立場に立つていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○穂積委員長 次に、前島秀行君。

そのためには、価格補償、所得補償という問題

で先ほども予算の話が出ておりましたけれども、少なくとも、それは第一的には、農林水産省の

中での予算のあり方をまず考えてほしいという総理の御答弁もあつたわけですが、農林水産予算を見ると、公共事業費が今年度で五一・六%を占めている。所得や価格補償というのはわずか一〇%前後になつてゐるわけですね。

EUなどからも学ばなければならないといふ言葉もございました。

例えばイギリスでは、所得、価格補償が全体の予算の七割を占めている。フランスでは六・三%を占めている。ドイツでは五一・六%を占めている。私は、この価格や所得補償これが農林水産予算の過半を占めるべきだということを当然条文の中にも明記すべきだ、このように思うわけです。

けれども、総理のお考えをお聞かせください。

○小淵内閣総理大臣 農業予算につきましては、從来、農業関係予算全体につきまして、事業の効果や地域のニーズ等も勘案しつつ、必要な見直しを行い、新たな基本法の考えに沿つた予算編成をしていくことが重要であると考えております。

このような全体的な見直しの中で、市場原理を重視した価格形成の実現、価格政策の見直しに伴う経営安定対策の実施等に関する政策の推進につきましても所要の予算措置を講じてまいりたい、このように考えております。

○中林委員 質問時間が参りましたので終わりますけれども、本当に今度の法案が、輸出入国のバランスを欠いていると政府が言つてきたWTO農業協定に合わせたもので、それに対する敗北主義だととも、中央公聴会で、ある大学の先生が指摘されました。日本共産党は、本当に食料自給率が引き上がるよう、輸入を規制し、国内生産を維持するために価格支持制度をつくりとつくりつくり、そのために全力を擧げることを申し上げ、

政府もその立場に立つていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○穂積委員長 次に、前島秀行君。

そのためには、価格補償、所得補償という問題

で先ほども予算の話が出ておりましたけれども、少なくとも、それは第一的には、農林水産省の

中での予算のあり方をまず考えてほしいという総理の御答弁もあつたわけですが、農林水産予算を見ると、公共事業費が今年度で五一・六%を占めている。所得や価格補償というのはわずか一〇%前後になつてゐるわけですね。

EUなどからも学ばなければならないといふ言葉もございました。

例えばイギリスでは、所得、価格補償が全体の予算の七割を占めている。フランスでは六・三%を占めている。ドイツでは五一・六%を占めている。私は、この価格や所得補償これが農林水産予算の過半を占めるべきだということを当然条文の中にも明記すべきだ、このように思うわけです。

けれども、総理のお考えをお聞かせください。

○小淵内閣総理大臣 農業予算につきましては、從来、農業関係予算全体につきまして、事業の効果や地域のニーズ等も勘案しつつ、必要な見直しを行い、新たな基本法の考えに沿つた予算編成をしていくことが重要であると考えております。

このような全体的な見直しの中で、市場原理を重視した価格形成の実現、価格政策の見直しに伴う経営安定対策の実施等に関する政策の推進につきましても所要の予算措置を講じてまいりたい、このように考えております。

○中林委員 質問時間が参りましたので終わりますけれども、本当に今度の法案が、輸出入国のバランスを欠いていると政府が言つてきたWTO農業協定に合わせたもので、それに対する敗北主義だととも、中央公聴会で、ある大学の先生が指摘されました。日本共産党は、本当に食料自給率が引き上がるよう、輸入を規制し、国内生産を維持するために価格支持制度をつくりとつくりつくり、そのために全力を擧げることを申し上げ、

政府もその立場に立つていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○穂積委員長 次に、前島秀行君。

そのためには、価格補償、所得補償という問題

で先ほども予算の話が出ておりましたけれども、少なくとも、それは第一的には、農林水産省の

中での予算のあり方をまず考えてほしいという総理の御答弁もあつたわけですが、農林水産予算を見ると、公共事業費が今年度で五一・六%を占めている。所得や価格補償というのはわずか一〇%前後になつてゐるわけですね。

EUなどからも学ばなければならないといふ言葉もございました。

例えばイギリスでは、所得、価格補償が全体の予算の七割を占めている。フランスでは六・三%を占めている。ドイツでは五一・六%を占めている。私は、この価格や所得補償これが農林水産予算の過半を占めるべきだということを当然条文の中にも明記すべきだ、このように思うわけです。

けれども、総理のお考えをお聞かせください。

○小淵内閣総理大臣 農業予算につきましては、從来、農業関係予算全体につきまして、事業の効果や地域のニーズ等も勘案しつつ、必要な見直しを行い、新たな基本法の考えに沿つた予算編成をしていくことが重要であると考えております。

このような全体的な見直しの中で、市場原理を重視した価格形成の実現、価格政策の見直しに伴う経営安定対策の実施等に関する政策の推進につきましても所要の予算措置を講じてまいりたい、このように考えております。

○中林委員 質問時間が参りましたので終わりますけれども、本当に今度の法案が、輸出入国のバランスを欠いていると政府が言つてきたWTO農業協定に合わせたもので、それに対する敗北主義だととも、中央公聴会で、ある大学の先生が指摘されました。日本共産党は、本当に食料自給率が引き上がるよう、輸入を規制し、国内生産を維持するために価格支持制度をつくりとつくりつくり、そのために全力を擧げることを申し上げ、

政府もその立場に立つていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○穂積委員長 次に、前島秀行君。

そのためには、価格補償、所得補償という問題

で先ほども予算の話が出ておりましたけれども、少なくとも、それは第一的には、農林水産省の

中での予算のあり方をまず考えてほしいという総理の御答弁もあつたわけですが、農林水産予算を見ると、公共事業費が今年度で五一・六%を占めている。所得や価格補償というのはわずか一〇%前後になつてゐるわけですね。

EUなどからも学ばなければならないといふ言葉もございました。

例えばイギリスでは、所得、価格補償が全体の予算の七割を占めている。フランスでは六・三%を占めている。ドイツでは五一・六%を占めている。私は、この価格や所得補償これが農林水産予算の過半を占めるべきだということを当然条文の中にも明記すべきだ、このように思うわけです。

けれども、総理のお考えをお聞かせください。

○小淵内閣総理大臣 農業予算につきましては、從来、農業関係予算全体につきまして、事業の効果や地域のニーズ等も勘案しつつ、必要な見直しを行い、新たな基本法の考えに沿つた予算編成をしていくことが重要であると考えております。

このような全体的な見直しの中で、市場原理を重視した価格形成の実現、価格政策の見直しに伴う経営安定対策の実施等に関する政策の推進につきましても所要の予算措置を講じてまいりたい、このように考えております。

○中林委員 質問時間が参りましたので終わりますけれども、本当に今度の法案が、輸出入国のバランスを欠いていると政府が言つてきたWTO農業協定に合わせたもので、それに対する敗北主義だととも、中央公聴会で、ある大学の先生が指摘されました。日本共産党は、本当に食料自給率が引き上がるよう、輸入を規制し、国内生産を維持するために価格支持制度をつくりとつくりつくり、そのために全力を擧げることを申し上げ、

政府もその立場に立つていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○穂積委員長 次に、前島秀行君。

そのためには、価格補償、所得補償という問題

で先ほども予算の話が出ておりましたけれども、少なくとも、それは第一的には、農林水産省の

中での予算のあり方をまず考えてほしいという総理の御答弁もあつたわけですが、農林水産予算を見ると、公共事業費が今年度で五一・六%を占めている。所得や価格補償というのはわずか一〇%前後になつてゐるわけですね。

EUなどからも学ばなければならないといふ言葉もございました。

例えばイギリスでは、所得、価格補償が全体の予算の七割を占めている。フランスでは六・三%を占めている。ドイツでは五一・六%を占めている。私は、この価格や所得補償これが農林水産予算の過半を占めるべきだということを当然条文の中にも明記すべきだ、このように思うわけです。

けれども、総理のお考えをお聞かせください。

○小淵内閣総理大臣 農業予算につきましては、從来、農業関係予算全体につきまして、事業の効果や地域のニーズ等も勘案しつつ、必要な見直しを行い、新たな基本法の考えに沿つた予算編

に各国の農業の現状というものを認め合う、あるいはそれぞれの国の歴史的な経過あるいは自然的条件等というのをお互いに尊重し合う、そして、食料自給率というのは原則的に各國が責任を持つんだ、こういう立場に立った新たな農産物の貿易ルールをつくる、この決意で臨むか臨まないかというところが私は分かれ道のような気がしてならないわけなんです。現行の協定の枠の中で、グリーンボックスは何かというところを中心にしてこれから農業政策を打ち立てていくのか、どうじやなくして、食料自給というのをそれぞれが認め合うんだ、それぞれの農業の歴史的、条件的立場を認め合うんだ、そういう中で新しい貿易ルールを確立して、その中で農業を展開していくかどうかというところが具体的な政策選択の大きな分かれ道になる。それがこのWTO交渉における大きな意味であるだろうし、また、そこに我々日本側、我が国がどういうスタンスで臨むのか、その決意、その意思統一を政府としてどうしていくかというところが分かれ道のような気がしてならないわけであります。

○小淵内閣総理大臣 来年の年初に開始されます
WTO次期農業交渉は、農政改革を推進し、意欲ある扱い手を中心とする農業構造を早期に実現すべき重要な時期に行われる交渉であり、この交渉におきまして、二十一世紀の我が国農業を担う農業者が、将来に明るい展望を持つ農業に取り組むことができるような交渉結果を獲得する必要があることと認識をいたしております。

WTO次期農業交渉におきましては、このよくな基本的な認識のもと、関係者が一体となって、国民的理解を得ながら、搖るぎない交渉方針を築き、農業の多面的機能や食料安全保障の確保を十分図ることができるような内容の合意が得られるよう適切に対応していく考え方であります。前島委員御指摘のように、今般、この新農業基本法の日本の将来にわたっての一つの基本の方針を打ち出させていただいて、農業憲法ともいふべきこれをきちんとしていかなければならぬと思っております。

が、同時に、国際的なこうしたそれぞれの協定その他のとの絡みが当然起ころってくるわけでありますから、かつて米の問題でもそういうガットの問題等を生じてきたわけでございます。

したがいまして、WTOにどのように対応するかということは、極めて、かかって本基本法の将来にわたる方針とも関係することございますので、現在、この問題につきましては、政府部内でも、かつまた与党の中におきましても、いかに対処、対応するかということで、真剣に今検討させていただいているところでございます。

今委員のおっしゃられたことは十分理解をするところでござりますので、そうした前提認識の立ちまして、WTO交渉に当たりましての政府の考え方につきましても、十分こうした基本法に基づいて、日本農業がいかにあるべきか、また日本の食料がどうあるべきかというような問題について、その方向に相たごうことない方向について対処していきたいというふうに考えております。
○前島委員 いわゆる新しい貿易ルールをつくる

なんだという決意が絶対必要だと思います。その決意で内閣を統一して、引っ張つていつてほしい、このことだけはぜひお願いをしたいと思います。本当に、六年前のウルグアイ・ラウンド交渉の中ではそれだけの決意と統一性が内閣にあったのかなというのは反省すべき材料だと私は率直に思っているところでありますから、ぜひそのところは、総理、ひとつ新しい貿易ルールをつくるんだという決意で臨んでほしいということをお願いしておきたいと思います。

それから次に、食料の安全保障、不測の事態における危機管理の問題。

ガイドラインを盛んに議論してきたと思います。国を守るということについて私たちは否定するものじゃないし、その守り方にいろいろ意見があるたったと思いますけれども、同時に、総理、食料の安全保障ということも片っ方で真剣に考えてもらわないと困るわけでありまして、防衛等々の安全保障というのは国を守るという側面でありますけれども、片っ方で食料の安全保障というのは、個々の人間、個人の国民の命に直結する問題でもあるわけであります。ガイドライン議論の中で、さまざまな不測の事態が起こり得るということを前提にして総理はいろいろな防衛論を展開しているわけでありますから、不測の事態が起こり得るという状況は、我々よりか総理の方がより認識は強いんじゃないかな、こういうふうに思っているわけでありますし、今度の基本法でも十九条で一応書いてありますけれども、それなら具体的な政策は何かとくいうと、何ら答弁が返ってこない、こういうのが現状であります。

したがいまして、食料の安全保障、このこととともに真剣に考えるべきだ、ガイドラインだけではなく非常に問題がある、こういうふうに言わざるを得ないわけでありまして、そういう面で、総理の、この食料の安全保障、とりわけ不測の事態における危機管理について、対応の姿勢についてお聞きをしたいと思います。

か、極めて重要な問題であることは言うまでもありませんし、今委員御指摘のように、本法の十九条にもこのことを強くうたつておるわけでござります。

そうした意味におきまして、自然の凶作、また輸入の途絶等によりまして国内における食料の需給が逼迫するような不測の事態におきましても、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されるよう必要な施策を講ずることといたしておるわけでございます。このような事態におきまして、石油を始めとする農業生産資材の確保、国内外の輸送手段の確保、食料の価格及び流通の安定対策等、多方面にわたる対応策が必要であります。農林水産省を中心として、関係省庁の十分な連携を図つてまいりたいと考えであります。

重ねて申し上げますように、こうした食料におきまして、国民のまさに生命を維持するため、このことについて、不測の事態にいかに対応するかにつきましては、新しいこの基本法をもとに、従前も検討してきたところではありますけれども、さらにその認識に立ちまして、具体的な施策を考え、実施していくかなきやならないというふうに考えております。

○前島委員 ゼひ、この食料の安全保障というのは大事なことでありますから、十九条に載つていいというだけではなくして、具体的な政策がこれから展開されることを期待しておきたいと思います。

最後に総理、私は、この農業基本法を具体的に実践する、具体的に展開をしていく上における政府の責任ということを総理の決意としてお聞きをしたいと思っているわけであります。

御案内のように、日本の農業の現状は今さら言つて必要もない状況にあることは間違いない。自給率にせよ、あるいは過疎化だと高齢化だとあるいは耕作放棄地だと集落の崩壊だとか、今總理は、おれのところも、こう言われましたけれども、北関東、關、生糸の生産地、もうほとんど皆無い状態になつて、非常に細々という状況にあ

る、こういうふうに思いますね。国内生産における農業生産の比率というのも、ほとんど一何%、こういう状態に低下をしてしまった。

こういう今日の我が国の農業の現状、片や国際化が進展していく、こういう状況が、私は、今日、新農業基本法をつくらせた、同時に、この農業基本法というのが食料と農業と農村というテーマでもって提起されていっていることだらうと思いますね。やはり、新農業基本法をつくらざるを得ない必然性というものが私にはあったのだろう、こういうふうに思います。

その中で、基本的理念として、食料の安定供給だとか、あるいは多面的機能の發揮だとか、農業の持続的な発展だとか、農村の振興という新しい四つの理念を入れたこと、私は評価をしたいと思うわけあります。しかし、この理念が具体的に政策となって出てくる、それが実現する、そうなつて初めて意味があるわけでありまして、そこは、私たちは、この三十数時間の議論の中でもまだ具体的には出てきていないぞと言わざるを得ない。努力をしていることは認めます、努力をしないことは認めますけれども、まだまだ十分にこの具体的な展開あるいは展望というものは開けてきていないので、だらうかななどということを私は指摘せざるを得ない状況にあるだらうと思います。

したがつて、この農業基本法に基づく具体的な政策を、施策を実現するためには、私は農林省一省だけでやることについては正直言つて限界があるだらうと思います。食料・農業・農村政策といふことは、単に一農林省だけではなくして、やはり内閣が中心になつて、総理が中心になつてこれを推進して初めてこの農業基本法に基づく四つの理念を具体化する道だらうな、こういうふうに私は思います。ある意味では、総理の姿勢にかかるでいると言つても過言ではないだらうなども思つてゐます。

したがいまして、ぜひ、この基本法に基づく具体的な農業の展開あるいは施策の展開に当たつた

て、総理の決意を聞かせていただきたい、私の質問を終わりたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 本法案の制定によりまして

○穂積委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○中林委員 私は、日本共産党を代表して、食料・農業・農村基本法案に対する修正案の提案理由を説明いたします。

新たな理念のもとに推進しようとする食料・農業・農村政策は、食品衛生、食生活、交通、情報通信、教育、文化、福祉、国際協力など多方面にわたる課題と関連するものであります。このた

め、今後の農政の推進に当たりましては、農林水産省を中心としつつ、関係省庁と十分な連携確保を図つてまいり考えであります。

前島委員おつしやられましたように、先ほど、

この新農業基本法制定の今日的意義というものについて、ある種の必然性がある、こうおつしやられておりましたが、冒頭申し上げましたように、現行基本法の制定当時の意義もこれあり、それをもとにいたしまして各種の法律が制定され、日本の農業、食料問題について取り組んでまいりましたが、新たなる視点に立つてこの新農基法が制定をされるということであれば、今委員御指

勝君。

提出者から順次趣旨の説明を求めます。松岡利

料自給率は今や四一%に低下し、世界でも最も低水準です。農家数は、一九六〇年からはほぼ半減し、耕作放棄地は、四国全体の耕地面積に相当する十六万二千ヘクタールと、このままで、我が國の農業が崩壊し、日本は食料自給の基盤を失つた国になりかねません。国際機関が二十一世紀の世界的な食料危機を警告しているもとで、我が国の食料自給率を回復、向上させることは、国際的な責務であります。

よつて、日本共産党は、政府提出の新農基法案の問題点を正し、日本農業の再建と食料自給率の向上に向けた農政転換の第一歩とするために、以下のような抜本的な修正が必要不可欠であると考えます。

第一に、食料自給率を抜本的に引き上げなければなりません。農業は国の基幹産業に位置づけ、自給率目標を明記し、国の責任による総合的施策を実施する体制をとります。食料自給率を一刻も早く五〇%へ引き上げ、さらに六割、七割を目指す総合計画を策定します。

第二に、輸入安定化規定を削除し、輸入依存政策の転換を明記します。米の関税化の撤回を初め、WTO協定の改正などに政府が必要な施策を講ずることを明記します。

第三に、日本農業の中心的担い手である家族經營を農業経営の基本に位置づけ、法人化を推進するような規定は削除します。

条件不利地域の農民は、食料生産とあわせて国土の管理人の役割を果たしており、ここでの農業と農村が維持できるよう、直接的補償措置を導入し、平地との生産条件の不利を補正し、国土管理の労働を正当に評価する特別の補償措置をとる規定を明記します。

第四に、農業を市場原理に全面的にゆだねる規

て、総理の決意を聞かせていただきたい、私の質問を終わりたいと思います。

○前島委員 終わります。ありがとうございました。
○松岡委員 終わります。ありがとうございました。
○穂積委員長 次に、中林よし子君。

食料・農業・農村基本法案に対する修正案

平成十一年六月一日

一八

定は削除します。再生産を確保し、農家経営を安定させるために、生産費を償い、他産業並みの労働報酬を保障するための農産物価格制度を再構築する規定を明記します。農業予算の過半以上はゼネコン奉仕の公共事業。その一方で、価格所得対策費は農業予算のわずか一割前後という予算の逆立ちを改める規定を明記します。

第五に、安全で健康な食生活を確立するためには、残留農薬などの食品安全基準の緩和を改めます。検疫体制の抜本的強化、健康で安全な食生活に必要な情報の提供と研究の強化、遺伝子組み換え食品の表示や農産物の加工食品を含めた全面的な原産国表示を行う規定を明記します。

委員各位の御賛同をお願いいたしまして、修正案の提案理由の説明を終わります。

○穂積委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終りました。

○穂積委員長 これより原案及び両修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、これを許します。藤田スミ君。

○藤田(スミ)委員 私は、日本共産党を代表して、修正案及び本法案に対して反対の立場から討論をいたします。

反対の第一の理由は、本法案が、基本法として、日本農業の制度、仕組みを全面的にWTO体制に組み込むことを目的にしたものであり、日本農業の将来に対して大きな禍根をもたらすものであるということです。

本法案は、その検討の出発点からWTO体制を前提とした農基法を目指して策定されてきたものであり、米閣税化を本法案の審議前に強行したのも、WTO体制全面移行後の農基法としての既成事実化を図つたものと言えます。

そして、本法案は、第二条では、国民に対する食料の安定供給については、「国内の農業生産における輸入、備蓄とを適切に組み合わせて行わなければならぬ」と輸入依存を明記し、これを受け

て第十八条では、「国は安定的な輸入を確保するため必要な施策を講ずることを義務づけています」。

この規定は、対米従属性の強い食料輸入構造の中で、食料の安定輸入の確保のためという名目でアメリカの対日要求を次々に受け入れていく根拠規定にもなり得る食料主権を大きく制約するもので、強く反対するものであります。

反対の第一の理由は、本法案が食料自給率引き上げを担保する法案になつてないということです。

本法案は、原則において、食料自給率という字句さえ記載されず、ましてや、食料自給率の引き上げが基本理念としても掲げられておりません。本来、食料自給率引き上げを担保する法案であるならば、基本理念に食料自給率の引き上げを明記し、当然目標数值も明記されなければならないもので、そういう法形式をとっていないこと自身に、食料自給率引き上げを担保することを初めて否認している法案であると言えます。

本法案は、第十五条で、食料自給率の目標を政府が定めることにしていますが、食料自給率の目標的性格が、国民が望む自給率目標を設定しています。

○藤田(スミ)委員 私は、日本共産党を代表して、修正案及び本法案に対して反対の立場から討論をいたします。

反対の第一の理由は、本法案が、基本法として、日本農業の制度、仕組みを全面的にWTO体制に組み込むことを目的にしたものであり、日本農業の将来に対して大きな禍根をもたらすものであるということです。

本法案は、その検討の出発点からWTO体制を前提とした農基法を目指して策定されてきたものであり、米閣税化を本法案の審議前に強行したのも、WTO体制全面移行後の農基法としての既成事実化を図つたものと言えます。

そして、本法案は、第二条では、国民に対する食料の安定供給については、「国内の農業生産における輸入、備蓄とを適切に組み合わせて行わなければならぬ」と輸入依存を明記し、これを受け

て第十八条では、「輸入を前提とした市場実勢のもとで大きく下落することになり、農業者は農業所得の減少など大きな打撃を受けることになります」。

一方、第三十条二項では、市場原理導入による影響緩和措置の導入を進めることを打ち出していますが、その対象は育成すべき農業経営と限定化し、このことにより、零細農家切り捨て、規模拡大の構造政策を推進することとなるのは必ずあります。

反対の最後の理由は、日本農業の中心的担い手である家族経営を農業の基本に位置づけず、新政策を基本法の中核に据えている点です。

本法案は、第二十一条で、「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため」とし、さらに、第二十二条で、「農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする」など、これまでの新政策を基本法の中核に据えています。このことは、大規模農家育成と九割以上の農家を切り捨てるという新政策の真髄を基本法に位置づけたものです。

他方、家族経営については、基本理念にも明記せず、二十二条で、「家族農業経営の活性化を図る」との文言が入っているだけです。これでは、日本農業の中核に家族経営を据え、それを豊かに発展させるという立場では到底ありません。

また、第二十二条の法人化推進規定は、農業經營の株式会社形態の導入、すなわち株式会社による農地所有を具体化するものであり、今後大企業による農地所有が拡大していくことになり、農地の相当量が大企業の支配下に置かれる可能性は否定できません。

なお、提案の修正案は、以上述べた問題点を何ら修正するものではなく、賛成できないことを指摘して、反対討論を終わります。(拍手)

○穂積委員長 これにて討論は終局いたしました。

て採決いたします。

まず、藤田スミ君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○穂積委員長 起立少數。よって、本修正案は否決されました。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○穂積委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○穂積委員長 起立多數。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お詫びいたします。

ただいま修正議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○穂積委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○穂積委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十八分散会

食料・農業・農村基本法案に対する修正案

(松岡利勝君外四名提出)

第二条第二項中「農業生産」の下に「の増大を図修正する。

ること」を加える。

第十五条第三項中「目標は」の下に「その向上を図ることを旨とし」を加え、同条第六項中「これを」の下に「国会に報告とともに」を加える。

食料・農業・農村基本法案に対する修正案

藤田スミ君外一名提出

資料・農業・園林基本法律の一
部を次のよう改
正する。

経営を開拓できるようになることが重要であることにかんがみ、その経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

う努めるものとする。
第十七条を第十八条とする。

取り決められないよ

第一節 食料・農業・農村基本計画(第十五条)
第二節 食料の安定供給の確保に関する施策 第十六条—第二十一条

第三節 農業の持続的な発展に関する施策(第二十一条—第三十二条) 第四節 農村の振興に関する施策(第三十四条—第三十六条)

第一節 食料・農業の 第三節 食料の 第四節 農業の 第五節 農村の

を営む者に於する農地の利用の集積」を削る。
第二十五条第一項中「効率的かつ」を削る。
第三十条を次のように改める。
(農産物の価格の安定等)

農業・農村基本計画(第十六条)
安定供給の確保に関する施策(第十七条—第二十一条)
持続的な発展に関する施策(第二十二条—第三十四条)
振興に関する施策(第三十五条—第三十七条)
」に、「第三十七条、第三十八条」を「第三十八

第一条の見出しを「食料自給率の引上げ等による食料の安定供給の確保」に改め、同条第一項中「将来にわたって」の下に「安全かつ」を加え、同条第一項を次のように改める。

第三十九条は、第三十九条と第四十三条を「第四十条 第四十四条」としてそなへることにより、我が国の基幹的な産業としてその持続的な発展が図られなければならない。

第四十二条までを一一条ずつ繰り下げる。

第三章中第三十八条を第三十九条とし、第二十七条を第三十八条とする。

第二章第四節中第三十六条を第三十七条とする。
第三十五条第一項を次のように改め、同条を第

を引き上げることにより、その安定的な供給が確保されなければならない。

(家族農業経営を基本とする農業の持続的な発展)

第四条 農業については、家族農業経営を基本とし、その安定的な經營が確保されることを通じて食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の確保が図られるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進され、第三十四条を第三十五条とする。
第二章第四節を同章第五節とする。
第二十一条を削る。
第二十二条を次のように改める。
(家族農業経営の発展)
第二十二条 国は、創意工夫を生かした家族農業

すことができるものの安定的な輸入を確保するため必要な施策を講じるとともに」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第十九条とする。

第二十条を第二章第二節中第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

動植物に係る検疫体制を強化するよう、必要な
施策を講ずるものとする。

(検疫体制の強化)
第三十四条 国は、農業生産の安全を図るために、

分の五十を下回らないようにするものとする。
第一章第三節中第三十三条の次に次の一条を加える。

を図るための行政事務及び事業を遂行するため、国の予算に計上される経費をいう。)のうち、農産物の需給・価格安定対策予算(農産物の需給及び価格の安定を図るための施策に関し予算に計上される経費をいう)が占める割合が、百

2
政府は、毎年度の予算を作成するに当たり、当該年度の農業関係予算(農業の改良発達及び農家の福祉の増進並びに国民食料の安定的供給

件、交易条件等に關する不利を補正し、農業者と他産業従事者との間の所得の格差を是正するため、生産事情、需給事情、物価その他の経済事情を考慮して、その価格の安定が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

を営む者は必ずしも農地の利用の「集積」を削る。
第二十五条第一項中「効率的かつ」を削る。
第三十条を次のように改める。

2　國は、我が國の農業の保護を図るため、国際機関において、農産物の貿易に關し我が國の農業にとって不利益な措置が取り決められないよう努めるものとする。

第十七条を第十八条とする。

- 農産物の輸入の制限等の措置を探るとともに、国内の農業生産の増大を図るために必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手を確保すること。
- 三 家族農業経営を農業に関する施策の中核として位置付けること。
- 四 経営規模の大小又は専ら農業を営むか否かを問わず、安定的な農業経営を確保すること。

平成十一年六月二十一日印刷

平成十一年六月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局